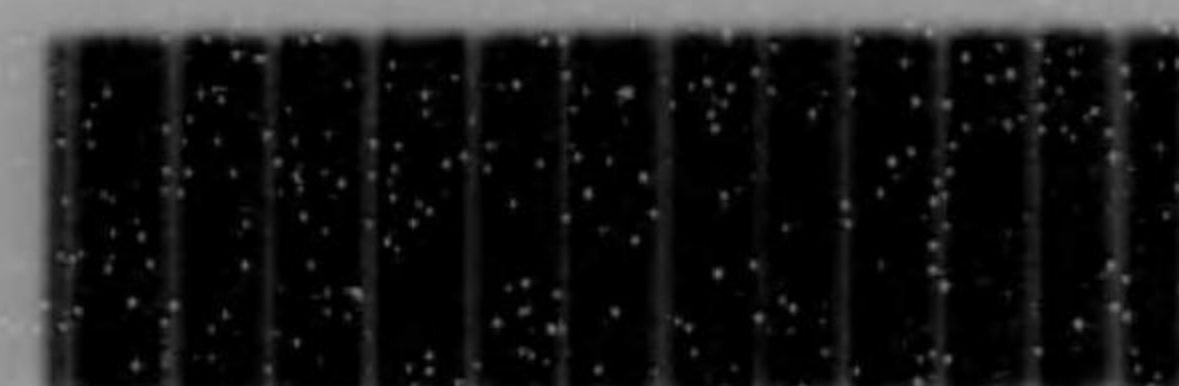


特206

948

0052682000



0052682000

3

0052682-000

特206-948

現代国民論

天川信雄・著

明善社

第2学期分

昭和13

AHP

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

428

特206

948


214

天川信雄著 (第二學期分)

現代國民論

模範國民論教材

東京明善社發行



特206
448



天川信雄著 (第二學期分)

現代國民論

模範國民論教材

東京 明善社發行



第一章	政府者	四一
第二章	政府者の意思	四四
第三章	政府者の権限	四九
第三章	國家の構成要素	五四
第一章	民族	五四
第二章	公法秩序	五七
第四章	政治體の本質	八〇
第一章	精神の道	八〇
第二章	「神ながら」の意義	九〇
第三章	史實に於ける精神の道	一〇〇
第四章	「シラス」の意義	一〇五
第五章	フランス民族	一一一
第一章	フランス民族	一一一
第二章	日鮮両帝民族の起源	一二七

第一章	日鮮両ツングース	一一七
第二章	蒙古民族	一二〇
第三章	南方に於けるフランス民族運動	一二五
第一章	トルコ民族	一三〇
第二章	マジヤール民族	一三八
(附)	フランス民族	一三六
	フランス民族の人口	一四五

現代國民論

天川信雄 著

第一章 法と社會

第一節 社會的規範

法の問題を客観的に觀察する場合には次の如き二個の事實を認められ得るのである。

第一に、人間はその踏行為を意識する実体であり、第二は人間は孤立して生存することが出来ず、常に他の人々と共に社會のうちには既に生存しつつあるものである。

即ち第一の事實である人間は意識的社会的実体 (*intelligible community*) である。

に生存するに當りて人間に強制さる、法の必要と而してこの法の性質を認識されざるのであり、而し人間意思、若くは感情の意識基者に帰属する法の存在することが社会的（第一）事實の証明によりて、或等に承認されなげり、それは反対に社会のうちに生存する人間等に強制さる、法の存在することが明かにされ得るものである。

本邦新法は人間がその本性によりて社会のうちに生存せざる能はざるが故に社会のうちに生存するものに、人間等に強制さる、ものである。人間社会の存在するといふ事實をそのみによりて法の存在を意味するのである。即ち人間（等）が存在するからには社会法が存在するのである。人間は社会的実体であつて、社会のうちに生存し、而して社会のうちに生存し、而して社会のうちにのみ生存し得るものであることを承認することは、取りも直さず社会法の存在を承認することなのである。

斯る新法は社会的諸事実と而して人間の生理学的並びに心理学的現象と

の観察の結果より来るものであつて、従つて何等先験的決定即ち形而上学的範疇の決定なきものである。

斯る社会法の性質は如何なるものであるか、それは人間が自己の行為を意識する実体であつて、彼は或決定的地動機によつて行動するものであることを記憶するならば、直ちに了解され得ることである。而しこの場合に於て特に明白なる事實は人間が意識的実体であつて、彼の欲求することを意識する実体、即ち彼をして欲求し、行動することを決定せしむる目的（*intention*）を、而してまた此の場合に於て、唯一の確定なる事柄は、人間の志動は或目的を意識的に追求すると考へらるゝことである。人間の随意的地動は或目的も意識的に追求する或一類の力である。人間の只その行為は彼自身のうちにその結果をばむ原因（*Causa efficiens*）若くは原動力を有するものと考へられるのである。それは意識的意志の一個の連続の條件であつても而かも尚ほその原因を彼自身のうちに若くは身内或意志行為を為す所の

人間が有する意識的感覚 (Consciousness) のうち有するものである。故にその例を挙ぐるならば、自動車を運転する自動車を運転するはその到達せんとする目的或は一長より他の一長に於かんとする意識的目的によりて決定されるのである。而して彼の意識的行動はその原因を故自らのうちに有するものであつて、或他の事実によりて促さるゝものではなく、而しそれは意識的に追求する或目的によりて決定されるものである。而してそれがまた意識的の「結」事實、或いは多分並に連続して起る無意識的事実の一個の連続の條件となるのである。

略言すれば、人間の起るの意思行動は、主体に内在的なる或一個の能力の作用であつて、その到達せんとする或一個の目的のために外部に意識的に促されずに無意識的にして或種の法に基いて起る諸事実の一個の連続を條件づける具体的動作と考へられるのである。然らば、或社会の成員なる人間の支配する、法は何等一個の因果法ではない。

然し、他の人々と相関する人の尺やる（他）行動を社会的事実と称し得るものとすれば、あらゆる社会的事実が人間の任意的事実、被言すれば或目的を達成する人間の意識的行動によりて生ずる事実であると云はなければならぬのである。即ち麻に社会的事実と而して物理的事実との間の根本的相違が存するのである。而してこの事は又一方に於ては物理界及び生物界の諸法則と（而して地方に於ては）社会的法則を全く同一視してはならないのである。

従つて人間は因果の原因又は自主的原因であり、また科學的意義に於て一個の能力を生ずるものと看做さるゝのである。人間は電氣の火花を放射する如き、意識的目的的の能力である。人間が能力の自主的主産者であるといふ新ら意識は諸時代の諸種の事柄、または個人等に依つて、人々のうちに於てそれ／＼多少とも明白に現はれてゐる。而し斯る意識は近代的大國家の最も発達せる市民のうちに於けると等しくまた原始的種族に属する人間のうちに於ても常に存在するものである。

然しながら行動動機の意識的選択が人間の活動の唯一の要素ではないことを既に所論せぬならぬ。即ち人間の活動の知覚に影響を及ぼし而も人間の意識的感覚から脱却して居る或種の事実の存在することは確かである。然し乍らこれらの指導者は實際は斯る活動を決定するものではない。たとへこれら要素が人間の活動に或種の形態を生ぜしむることを、それらの要素は或目的によつて決定せられたる意識的活動を導きしむるものであるにすぎない。如何なる程度（範囲）に於てこれらの要素が働きかけ得るかを明確に述べることは困難である。然しなごらよたこれらの要素の影響を否認することは、人間の活動が宿命的にこれらの要素によりて決定される、と主張すると同様に誤謬である。

蘇氏（第一巻の序論、蘇に「ライム」(Lime)の著述「*de liberis deo* (Liberation)の及ぶる誤謬がある。此等と不統一は砂粒と或種の同様の性質初である。と、とあるの有名な著者は人間の意識的行動と此等の及ぶる無意識的所産との、全く異なる二種類の現象を混同するものであるが故

に非科学的である。

然るに土地、氣候、種族、これらの諸要素は一箇に於て社会的事実の上に影響を及ぼしてゐる。而も他面に於て人間意識より脱却してゐるものである。従つてそれらの影響は確かであるが、併しそれらの結果的影響を認めることも亦これを否定する場合と同様に、餘り科学的なるものではないのである。人間の任意行動は常に全く自由に選択せられたるものではなくとも、少くとも意識的に選択せられたる或目的によりて確定せられたる所の意識的行動として存在するものである。然るに人間はまた終局的に斯る行動を決定せしめたるその目的を選択せざることも可能であるといふ斯る意識を有してゐるのである。

故つて人間の行動は、物理的事実に見受けらるゝが如く、相互に絶然し又相互に因果関係を有する或否的無意識的動力の所産ではない。而も人間の行動は目的の意識的決定による所産、即ち意識的に行はるゝ或選択に基いて、或一つの方向、若くは或他の方向に或種の力量の働きを生ずる一

個の自発的表現の所産である。

従つて社会法は國家的強制ではない。何故ならば、社会法は人間の任意の且つ意圖的行為に適用されるからである。従つて社会法は正しく目的法明であるに非ならない。即ち規定すれば人間の意圖的且つ任意の志動を指導し、限定し、人間の欲求の対象及び目的を確定し、人間に或種の行為を禁止し、而して人間は或他の行為を強制する所の差別（*positive law*）又は規範（*norm*）であるに非ならないのである。

従つて社会的規範は意圖的実態を賦する所の人間社会の存在する事実それのみによつて存在するものである。人間は社会のうちに生存し、又社会のうちにのみ生存し得るに非ないのである。従つて社会はこれを構成する個人等が社会的実態の差別に規範する場合に於てのみ存在し得るに非ならないものである。然るにこれらの個人等は意圖的であり、また或目的によりて決定されたる或種の事物を欲求するものであるから、従つて社会的差別実態は必然的に人間個人等の欲求の「対象」と而してこの対象を次

定せしむる「目的」をも規定するものである。これ即ち此の法則を社会的規範若くは社会的原則（*social principle*）と称する所以である。故に社会と社会的規範とは別離されない二種の事実である。

第二節 社会的規範の性質及対象

第一款 社会的規範の性質

或有條件を構成する諸個體はこの有條件の法則に支配されるものである。而してこの有條件の法則は概して通うず有條件の発生とその衰退とを支配する法則である。同様に或社会的集團を構成する個人等はこの集團の法則に支配されるものであつて而してこの社会的集團の法則は集團の形成とその衰退とを支配する法則である。これ等の法則の兩者ともは批判的法則

(Causa ete. considerationem) である。

然しながら有機体の法則は規範と致せられな。何故ならば有機体を構成する細胞が意識的ではないからである。然るに社会的集団の法則は規範と致せられ得るものである。何故ならば社会的集団の成員なる個人等は意識的に行動し、その目的とせしむる事物もその意識的動機によりて欲求するからである。然しながらこの性質を以ては有機体の法則と成人間社会の法則との間には何等の相異が存在しないのである。従つて若し生物学的法則が新なる有機体を生成する所の事實基のものに基いてゐることを要説する、とすれば、社会的規範も亦社会なる事實に基けられ得ることが明かである。

然るに往々社会的事實が物理的若しくは生物学的の諸事實と同一視されて社会的法則と物理的若しくは生物学的法則に同一視されて居り、兩者とも互に因果法則であることされてゐる。然らば法則と運理學とは規範科學ではなくて而も算なる(観望)科學であつて、諸現象の運化を確定するものである。而して何等人間活動のあらゆる超導的役割、即ち人間行為のあらゆる物理的役割を包含せしむるのであることされてゐる。

然らざればまた往々個人的自由に関する所謂形而上学的觀念が正然され社会的規範を以て或種の自由に対する運理學制となし、その場合に於て或種の意志に固有なる法則の役割、即ち人間実体の本質基を支配する規範的の役割と致してゐる。然るに實際に於ては知能者たる神が人間に規範する規範的役割に基いてのみ始めて新規範の存在を論理的に要説され得るべきなからである。

従つて科學的運理はこれらの二つの見解の孰れにも存在しないのである。即ち第一の見解は社会的(一階)事實と物理的若しくは生物学的(二階)事實との間の明白なる相違を視してゐるのである。而して第二の見解は德國なる個人的自由に関する觀念に支配されてゐるのである。

然るに第一の要する規範の諸事實を同一視することとまた第二の規範的運理も共に排斥すべきものである。然るに社会的規範は目的的法則であ

つて、社会集団を構成する個人等の対列的關係を規定し個人等の行動を制
限し、個人等に或種の行為を強制し、而し個人等の欲求の本質に何等融れ
ない性質のものである。

従つて社会的規範は社会的事實に固有なる法則であるに非ならぬ。
而してこの法則は社会(内)集団其の存在にこれを構成する個人等が生身
し、意識し認んがために、社会集団の及ての成員等が執らねばならぬ能動
的若くは受動的態度を確定するものにあつて、而しこの法則の侵害された
場合には世界的に反動を惹起するものであり、而してこの反動は集団の生
存を支配する法則に自然的に結びつけられてある社会集団其の者の事實で
ある。従つて社会的規範を表現することは命令、又は命令法を制定するこ
とではない、それは可及的遠くとしての仮説的判斷を表現することである。
總ての社会(内)集団を支配する法は規範若しくは原則である。言葉へ
ればそれは「目的の法則」である。而しそれは意識的実体に適用されるし
のであるから、従つて「規範」と譯せられ得るものである。

第二款 社会的規範の對象

人間が作為若くは不作為を強制されるのは、個人的志動の原則即ち人間
諸行為を限定する原則によるものである。例へば義務に就いて述べるなら
ば、此場合に於ては個人の本質的意志を支配せしむる所の義務に關聯する
ものでなくてはならず、而し専ら社会的義務に關聯するものである。總言すれば
斯る義務が履行されない場合に於ては、社会的集団の謀成諸要素の間に於
て或種の不均衡的狀態を生じ、また従つて或社会的反動、總言すれば、均
衡狀態の回復のためにその成員等の或自発的精力を盡さすべき性質を有す
る所の義務を意味するものである。

總言すれば、社会的規範は社会的意志を惹起し思ふあらゆる行為若くは
不行為を禁止するものであつて、従つて例へば若し「斯る作為若くは不作為
の行はれたる場合は社会的實境のうちから自ら秩序を回復せんとする動
向が現はる、に至るものである。

又、社会的規範は總ての個人に対して其の可能なる範囲及び程度内に於て
社会秩序を實現せんがために協力すべき責任を課するものである。何故な
らば、若し此の場合に或個人がこの責任を課さない場合には其結果として
或集團的損失または個人的損害を来たしかくして必然的に社会的反動を惹起
するに至るからである。従つて個人的行為に關する規範若者は社会生活の
原則であるに外ならないのである。即ち自ら規範は所謂社会的細胞たる個
人等に対してその社会生活に協力すべきことを強制する。それは被罰個人
等に対して社会生活を危険ならしむる如何なる行為をも為すことを禁止す
る。またそれは個人等に対して社会生活上協力し得る總ての行為を為すべ
き義務を負担せしめるものである。而も其の結果として生ずる義務は（本
来）道徳的のものではなくて、全く社会的のものである。

従つて斯る義務が侵害された場合には其結果所謂道徳上の規範的原則に
對する侵害が起るものではなくて、而も専ら社会集團の均衡状態に對する
侵害が惹起されるのみである。而してまた其の結果斯る規範の違反者に對
する多少とも強大なる反動による或社会的混亂を惹起することになるの
である。

本来、社会的規範は個人的且つ社会的実体なる条件としての人間である
所の其等の活動を支配するものである。従つてそれは人間全体を以て支配
する。然るにまた社会的規範の対象は明白に個人的自主の尊重にある。
然し乍らそれも個人的自主が社会生活の一つの要素である限りには於ていあ
り。即ちそれは個人が社会集團の一部をなし、而して彼がその集團の發達
のために貢獻する範圍内に於てのみ自主的なる人間（的）個人を尊重する
ことにあるのである。元來人間を單位として且つそれ自身に於て考慮するこ
とは實在の單なる一部分を考慮するものであるにすぎないのである。斯か
く抽象的人類のみを考慮することから所謂十八世紀哲學の大なる誤謬であつ
たのである。故に人間は實體の總體、即ちその屬する集團、特に現今に於
ては專ら民族集團、
の思想より引致され得る所の要
素的実體である。従つて社会的規範の対象は總ての個人に對して他の人々

の自主的生活と被自負の自主的生活とをそれらが共に民族生活の要である限りにおいて之を尊重しつゝ、行動すべき所の義務を負はせることにある。然らば何故に人間は民族生活の要であるか。また何故に彼は民族生活の健全とその発達を促進せんがために行動せねばならぬのであるか。即ち誰に建帯関係の要を感じしは社会的依存関係 (social dependence) 的存在するのである。

人々は社会のうちには於て結合されてゐる。然に現今に於ては人々は民族社会のうちには結合されてゐる。何故ならば彼等は共同の諸要求を有するからであり、また、彼等は相互に相異れる諸要求と而して同時に相異れる諸要求をも有するからである。

即ち人々は共同諸要求を有するものである。而してこれらの要求は共同生活によりてのみ満足され得るものがあるに外ならない。従つて人々は彼等の要求の満足と共に共同に働かざることをよつてその共同の諸要求を満足すべしと相互扶助 (mutual assistance) に應ずるものがある。これ

は社会生活の第一の要をなすものであつて、ゲームの所謂協力関係 (coöperative relationship) 又は協力的建帯関係 (coöperative relationship) と稱するものがある。

他面にして人々は相置れる諸要求と相置れる諸要求とを有する。彼等はこれらの要求の満足とその労働の相互的交換によつて満足するものもある。即ち人は他の人々の諸要求の要求に満足を供へんがためにそれ自身の才能を提供し、而してその代りに彼は他の人々から労働の提供をうけるのである。従つて建帯人間社会のうちには広大なる分業 (Division of Labour) 関係が成立する。而して斯る分業の間に社会的結合力 (social cohesion) が形成するのである。即ちそれはチャルケームの言葉に依りて、*coöperative relationship* (協力的関係) である。個人の自主的生活は此の場合に於て社会建帯関係の本質的因子をなすものである。何故なれば斯る建帯関係は個人的活動がより一層發展すればする程益々其の範圍を拡充するものである。従つて個人的活動がより一層擴大になり、またより一層自

由に發展すればする程度の人々の相異なる階級の故、未だよりよく満足されるやうになりまた社会的意識は一層強大となり、社会生活は一層高度になるに至るのである。

換つて社会生活關係の事實は固定され得ないものであつて、それは明かに一層の觀察による事實である。而してそれは因を果にするに従つて相異なる状況を生ずるものである。即ち或は近代的社会に於ては、それは先づ第一に命令連帶關係である。或は之に反して文明の初期の段階にある原始的社會に於ては類似連帶關係が優位を占むることがある。それが如何なるものであるにせよ、連帶關係そのものはそれ自身に於て常に同一なる極度的事實である。而して又それは又その社会的集團のこれ以上に還元されない最も簡單なる事實である。

然るに個人的活動の具體的表現のうちには、一方には社会的性質を有するものがあり、また他方には専ら個人的性質を有するものがある。而して第一のもののみが社会的規範の對象をなすものであつて、個人的具體的活

動の表現に対して之を禁止し、若しくは命令するものである。然らば、これを強制せしむる権限は如何なるものであるか。

然るに斯る権限は單に消極的性質のものであるにすぎない。而してそれは本質的に道徳的のものである。従つて行為の社会的性質はその行為者によりて履行せられ若しくは履行されない場合に生ずる集團的及動によりて認められ得るものである。

而してその権限は不斷的に変化しまた永久に運化しつゝあるのである。即ち同一なり行爲も或時代に於ては社会的規範の支配を免れ得るものであり、而してまた他の時代に於てはそれによりて命令的に支配されることとなる。例へば食料時期、食物の分量及び品質、休息時期の如き本來個人的なる事物も、裁判権下の如き或場合に於ては嚴重なる社会的規範の對象となり得るものである。

また及針に、聖世紀に立ち最重に強制する、所の社会的規範に支配される或種の行為も時代を置にすれば全く個人的行為となり、あらゆる命

令的規範の範圍より脱却するに足るものである。例へば、宗教的規範の履行がそれであつて、あらゆる國に於てそれは徐々に傳へられ個人間的に伝へられてゐる。

又之に及して過去幾世紀も、社会的規範に包含されなかつた諸行為、例へば、或程度の高貴地位の傳へ、會社成員または慈善の履行の如きが、次第に社会的行為になりつゝある。

第三節 経済的規範及道徳的規範

第一款 経済的規範

社会的規範は、その基礎、その一般的性質及びその対象に於ては唯一のものである。然し乍らそれが侵害されたと場合に生ずる社会的反動の程度

に於ては複雑にして且つ互に影響されるものである。而して社会的規範は所謂三つの部分を含むものであるであつて、これらの三つの部分は何れも互に重複し相互に作用してゐるものであり、而してそれらの各部分の領域は時代及國に於つて無限に変化のあるものであるが、即ち社会的規範はその總体に於ては経済的規範、道徳的規範及び法律的規範を含む。

経済的規範は財貨の生産、流通及び消費に關する人間の總ての行為を支配するものである。而して此場合に於ける財貨なる言葉は一般的に人間の生活を満足せしめ得る總ての事物を指すのである。而して元來經濟的事實なるものは種々の物理界及び生物界の事實と同一視さるゝ傾向を多分に有するものである。従つて多くの經濟學者はその研究上に物理学に於て用ゐらるゝか如き数学的手段を用ゐんと企圖してゐる。然し乍ら數理に之を考慮すればそれは確かに誤謬であることを認められ得るのである。元來經濟的と称せらるゝ總ての事實は個人的、任意的、且つ意識的行為より出づるものであつて、而してこれらの行為によりて生ずる社会的及慈善者以外

ならぬのである。換言すれば生産物の所有、生産選別、價格の騰貴、及
賃の恩恵、賃金の引上げ、其他類々の経済的現象は多少とも意識的なる人
間の個人的行動の結果であつて、而してこれらの行動は社会のうちには存在す
る人々の需要を充たすに必要なる事物の生産、流通及び消費に關する社会
的現象に相合致してか、若くはそれに相反して行はるゝものである。而して
經濟的原則の侵害は是より社会的反動を生ずるものであるが、然し乍ら斯
る社会的反動は財産の生産及び消費にのみ相關係するものであるにすぎな
いのである。

而してこれら經濟的規範が是より社会的規範の一部として存在するもの
であることは疑むところか出来ないのである。而して又斯る經濟的規範は本
来社会其者を基礎とするものであつて且つそれは經濟的連帶關係の事實其
者に依存するものである。

然るに斯る經濟的規範に対する義務關係は如何に存在するものであつて
而して經濟的規範の形式は即ちその侵害する、場合に生ずる經濟的反動に
よりて如何に獲得され得る、従つて經濟的規範の拘束力は如何に法律的規範の拘束
力と等しく存在し得るものがある。

第二章 道德的規範

社会的規範は第二級に道德的規範の總体を包含するものである。茲に道
德的規範なるものは先驗的に表明されたる或超越的原則に依存し、従つて
それ自らに於て善悪しくは意なるもの、また善悪の地帯として命令され、
若くは禁止さるゝもの、標準を示す一組の原則ではない。斯る意味に於け
る道德なるものは果して存在し得るものであるか、それは重大なる問題であ
り、人同等の現象の如何より或る人々善を奨励せしめたる現象である
か、然しそれは実験科学の外にある現象であつて、今茲に論ずべきもので
はないのである。

茲に道德的規範なるものは或一定の國家に或一定の時代に於て生存する

懲ての人に適用する、差別を意味するものである。而してそれはまた人
 の宗教的儀礼に於てもまたその衣服、住所及び世俗的諸関係に於てもそ
 れら別個の表現に由りては或程度を越ることを強制する差別である。即ち
 すれば、道徳的差別は、懲ての人に對して其の生活上に於て或社會の權習
 の條件に改ふことを強制する差別を意味するものである。然つて或がこれ
 に換はない場合には、或は多少とも強弱の差はあるが而も唯かに自然的に
 発生する社會的及動的適應するに對するものである。従つてこれらの差別は
 強制的性質を帯びるものである。

それはまた一層高尚なる部類の習慣に於ても或は衣服の流行に於ても等
 しく現はれるものである。或者が特定の場所に於て現に使用されておない
 時服の類型にて公衆の面前に出づる場合には適時に嘲笑を浴びるかまたは
 往々排斥されまたは再び用ひることの出来ないやうにされるものである。
 また宗教的信仰の本を覆く個人的意識に於ては、或種
 の宗教的儀礼を行はない者は罵詈雑言されることがある。この種の利益を便に

争けることは極めて容易いことである。

然してそれはその斯る強制力を實現され得ない一箇の社會的規範である。
 然し乍らそれは社會的事實某者のみを基礎とするものであるに外ならな
 いのである。而してそれは一箇の事實にのみ依存するものであつて而して何
 等強制的強制に依存せざるものである。

而してそれは社會のうちには生存する個人等の諸關係を對象とするものであ
 る。而してこれらの諸關係は存在某者を基礎とするものである。即ち
 人間は、彼が人間であるが故に、また人間として社會的規範の諸關係に
 よりて存在するものであるが故に、社會的規範に支配されるのである。即
 ち社會的事實某者より直接由來する或實益的受動がなされるのである。

第二節 法律的規範

然るに元來經濟的規範も道徳的規範もそれ自身に於ては法律的規範をばな
 い。蓋し法律的規範は或は道徳的であるが而して經濟的である。然し乍
 ら懲ての道徳的若くは經濟的規範がせ下して法律的規範ではないのである。

二六
是こゝで道徳的若くは道徳的規範が法律の規範となる場合を決定せねばなら
ない。然し乍ら道徳的規範に就いては、たゞ前に道徳的規範の場合に延
べられたことが基礎とされるのである。即ち若くは専ら社会的にして且つ
実質的なる基礎が道徳的規範として拘束力あるしむるものであるとするな
らば何故に道徳的規範が法律の規範の性質を取得せる場合に於て、それが
社会的規範としての拘束力を停止すべきものであるか。また何故に道徳的
規範が拘束力を有するがために或る規範の原則、或れ而上学的実質若くは之
を人間に對して決定され且つ強制する、解題的的存在相たる神に於ては、
おはらぬないかを了するところか甚だ困難である。

而して更に社会的、自然的要素が経済的規範若くは道徳的規範をして法律
的規範ならしめるに過ぎないのである。而してこれを規範に基いて決定
することは本来社会学者の使命である。然るに斯る要素は即ち社会的強制
の手段即ち社会的反動要素であるに於てはならないのである。總ての社会的基
因に於ては大小を別けず、また原始的状態になると、高度の文明状態になると

を別はす種々なる道徳的規範が存在することを著く觀察によりて道徳に感
別することが出来た。而してそれらの規範の侵害された場合には常に道徳的
状態にある。即ち所謂道徳的状態にある社会的反動を惹起する諸原則が存
在する。而して斯る社会的反動には何等道徳的傾向を認められず、尚ほたこ
の社会的反動が道徳化されねばならぬのであるといふ感情は、尚ほ社会基
因内には存在しないものであつて、而してこの場合に於ける諸原則に就て
は、其第一級が具体的原則より所従によりてそれらの原則の違ふと確定なら
しむることの可定に就いて何等感へてはるないのである。従つてこの種の
諸原則は何等法律的規範ではないのである。

然るに之に及して他の諸原則は社会的状態にとりて極めて重要なるもの
であり、また人間の長短にして且つ一般的なる基礎をなす所の社会性の原
因（*the sentiment of sociability*）即ち道徳主義的感情と而して公正の感情
（*the sentiment of justice*）即ち個人主義的感情との二つの感情を醸成する
がために極めて重要なるものである。一國民衆の心のうちには於て認めらる

るものにあつて、殊もこれらの特権を承認せしめんがための国家的権力の干渉を以て及べり者が自然にして且つ正当なるものがあるとする考へてゐる。従つて此の場合斯る原則の侵害を懲罰に附したるにこれに懲罰せんがために行政権力の干渉に於ては何らかの社会的反動が起らないのである。然し乍らより此場合に権力基音がこれらの原則を創造するものではなく、則ち権力は決して法を創造するものではないのである。然し乍ら人は或種の社会的規範の尊重を保証せんがために権力基音が且出なるものであることの意識を創するものである。而して文法の變遷するにつれて、また政府者と被治者との差別が現はれ、且つ益々顕明になるに於て、政府者によりて保護せらるる権力は社会性と公正を實現するに必要なる本質的差別を確保するために必要に組織化され行使せらるべきものであると了解せらるゝに至るのである。而して政府者が斯る権限を承認せんがために一層有数による一層官制的に参加すればそれだけ益々よく組織せらるゝことになるものである。

従つて或經濟的若くは道徳的差別は一定の社会基音を構成する個人個人多數の意識のうちには異國英音若くはそのうちに於て最大権力を保有する者等即ち政府者が此種の差別の侵害を抑制する為めに当然干渉し得るものであるといふ斯る觀念が浮出する時に於て始めて法條的規範となるのである。社会基音を構成する個人個人の多數が斯る差別の侵害を許する社会的及動業者が社会的に組織化され得るものであることを了解し承認する場合に於て初めて法に法規範が存在することに在るのである。

要より此種の組織には存在しないことも可能である、即ちそれは協賛的にまたは強制的に存在し得るものである、然しそれはどちらでもよい。而して法の規範はそれより大なり多数者の心理の内に於てこの斯る規範を了解し、これを希望し且つこれを設定せしむる場合である。

而してこの法規範は權限、制裁、及び制定法によりて明確に設定されるのである、而してこの三者は法の規範をばなくして法規範の強制形式である、規範はそれ自身に存在し、且つそれ自身に於て拘束力を有する法條的規

法律を制定せんがための手段を制定するものである。

即ち法律はそれが制定せんとする法律の規範より是れてその効力を発せらるものである。従つてそれは新なる法律の規範を了断する手段であり、客観法に類似したものである。

判決例は従つて一定の個に於て專門法律者及び國家機關の如き法に精通せるものと意識する、然るに人々によりて決つたものである判決の態様を意味するものである。

法律者等の判決の要素は制定法、習慣に於ける、習慣、経済的要求、公平を實現せんとする熱望などがそれである。總括すれば社会的事實の態様であつて而して法律の規範はその所産であるに非ならぬのである。従つて同様に心理的、道徳的、経済的且つ具體的觀察によるべきものであつて而して裁判的方法の論理規範に基いて是れをなすものである。また法律者は成文法規範を基に出すに必要し得るものである。又法律者は法律規範の目的である、即ち法律者の法律意志法 (Jurisprudenz) に即ちそれである。

次に法律者の判決以前に於て裁判官の判決例が存する。裁判官等の判決例は訴訟事件に於て國家の機關によりて是れられたる裁判の態様がそれである。これは人間的社會の成文法規範として存するものである。即ち政府者の裁判官職務として發せられておきより現はれてゐるのである。然しなかりそれは性質上法律者の法と同一なるものである。判例なる裁判官の法なるものが存在するものではない。

而して現代社會に於ては習慣と判決例の關係は孤立的に存在するものではなく事實とそれは習慣、判決例及び制定法は互に關聯するものである。制定法は法律規範の表現形式である。立法者は法律規範を制定するものではなくてこれを註釋するに止る。従つて制定法は新なる法律規範に合致してゐる範圍に於てのみ始めて是明され得るものである。従つて新なる法律規範に対しては制定法は合致するものでなくてはならず、而して法律規範を表現し且つ之を適用する制定法に対してのみ合致するべきものである。然し乍ら又法律が法律規範に合致するものと制定する、こともあり得るのである。普通法律は政府者

より出づるものであるが、而しその場合に於て政府者が如何なるものであるにせよ、彼等はその行為及び決定が当該社会集団を構成する個人等多数者の持帰例、即ち彼等、即ち彼等、及び諸感情に適合する場合に於てのみ始めて彼等の能力を發揮し得るに過ぎないのであつた。而してその制定せる法律も亦、その條件に於て多数者に承認さるゝ場合に於てのみ始めて履行され得るものである。

第二章 国家現象

第一節 国家の實在的所産

元來總ての社会集団に於ては、人々は必然的に或種運命に支配せらるゝのであつて、故等はまた斯る指導者及び集團的強制手段を背景として合法的に承認され得ることを意識してゐるものである。而して斯る層別の特権は斯るも違つて承認法であつて、この承認法は従つてあらゆる人間社会に固有なるものである。人間社会の存在する事實世界のみにより存在するものである。而して同時にその社会の内部に生ずる差別とは全く關係なきものである。今茲に何らかの種類の差別、如何なる階級も存在しない社会集団を個としてすらし、而して斯る承認法は確かに存在し得るのである。斯るならば社会集団の存在することその事實のみによりて法が存在するからである。故に社会の概念は自然法の概念を包含するものである。

誤つて法の存在しない人間集団を考へることが出発点なのである。何故ならはたしも人間集団に属する人々に対して強制する、法強制が存在しないならば新ら集団が正しくその事實によりて強制するに至るからである。誤つて社会的秩序前提を主として法律的前提である。而も客観法実者の基礎は正しく社会生活前提である。

然しもしも若しも法社会学者等の言に依り、何らの差別の痕跡の見うけられぬい或種の人間社会が存在すると想定するも尚しも尚も強大にして且つ最も文明化せる社会に於ても本質も権威にして且つ最も原始的なる社会に於ても等しく總ての社会に於て政治的差別と致せらる、そのか見受けられることが固かである。即ち實に於て自己等の意志を具體的強制手段によりて、社会行の他の成員に対して強制することの出来る所は多クとも多数の人々の一団、即ち他の人々に命令するやうに思はれる。而しその必要ある場合には、具體的意志を行使して自己等の命令を強制し得る人々の一団を認められ得るものである。

然るに政治的差別はその極めて多岐なる意義に分解され得るものである。即ち命令するやうに思はる、人々、且つ總ての場合に於て他の人々を自己等の意志に服従せしめんがために被服を強制し得る所の人々は所謂政府者である。また政府者が命令し、而して被服が強制の権利を行使する相手となる人々は被服者である。従つてその大小を問はず、原始的なると文明的なることを問はず、他を總ての人間社会に於ては、政府者と被服者との間の差別が存在するものである。而して政治的権利と致せらる、そのは實に於ては實の對する事實に帰結せしめられ得るものである。

而も新ら政治的権利は如何なる場合に於ても、常にそれ自身に於てより以上階層に分解され得る。同一性質を有するものである。而して政治的権利が一人の官長若しくは長官の一人に帰属せる原始的遊牧民 (nomad) に於て有するに似て、また政治的権利が司會者若しくは長官に於て有するに似て、或は政治的権利が總長の某個人、は個人等の多少とも多數なるか又は多少とも適切に組織化されたる某団の總長によつて

保衛されてある近代的大國家に於て考慮するに足るべきは、議會、評議會、参事會、國王、皇帝、執政官、總政、大裁判、ゲロツキニ（Gerritsen）又はフーリー（Fouly）によりて保衛されてある近代的大國家に於て考慮するに足るべきは、固くは新舊の政治的權力は常に全く同一種類の社會的事實である。而して其間違より程度の差はあるが、同じ性質上の差は何も存在しないのである。

従つて最も一般的なる意義に於けるならば、一定の社會内に於て、その社會が如何に組織的なるにせよ、若しくはそれが如何に組織化し且つ變遷せるにせよ、としかくも或一國の政治的差別が存在する如くは、總て國家が存在すると此は認めるのである。亦或國家なる語は或所管と認めるこのこの差別の存在する所の現象、且又それによつて政治的權力の存在する所の異なる現象に於ける政府者、政治的權力、若しくは社會其者を指するものである。従つて、或る特定の社會に於て、或強制的權力の存在することを認め得らるゝ何れに於ても

常に國家が存在すると此は認めるものである。

一般的に近代の用語に於ては、國家なる語は政治的差別が或程度まで發達し組織化せる社會を指するための用ひられてゐる。また實際に於て固多なる語を辨に論ずる制限された意味に用ひられ得るのである。然るに先づ他の人々に強制し得る強制的權力を有する一人若しくは若干の人々の或一室が或此の認める所の大小を向はざる總ての人間社會内に於ては、政治的權力、即ち國家が存在すると此は認めるものである。即ち實際に於ては、^{政治的}の首長の權力を而して國家元首、國尊大臣並に議會上下兩院より成れる近代の政治的權力との間には何等性質上の相違が認められ得ないのである。言明へれば兩者の間には僅に程度の差はあつても何も性質上の相違が存在し得ないのである。即ちこれら二つの場合の孰れに於ても社會的事實は實際に於て同一である。

然るに國家が存在するためには新舊強制的權力は相抗し強きものでありおはならないのである。即ちこの場合新舊強制的權力はその社會集團の内

御に於て、その意思の實現を權力によりて保證することを妨害する何等の
敵対的權力に遭遇しない場合に於て初めて國家的權力であると云はれ得る
ものである。

然るに若しも新舊敵対的權力が存在し、また若しも新舊權力がそれによ
らうて設定されたる先在的權力に抵抗し得る時期が来た場合には、新舊先
在的權力は國家的權力たることを停止するものである。

又、若しもこれら二種の權力が同等であつて互に均衡を成てる場合に
於ては孰る状態の存続する間は國家は存在しないのであつて、而も故つて
それは所謂本来の無政府状態異常である。而して新舊状態は一箇の抵抗し
得る權力が成立し得る時期まで存続するものである。

而も斯る政治的、強制的權力はそれ自身に於ては何等合法若しくは社会
法の何れの根據をも有てざる一箇の事實である。故つてそれは又、社会進
化の所産であつて、其の形跡を確定し、其の諸要素を指摘することは社会
學の使命に属するものである。故つて今茲に詳細にその進化を研究する全

體を司しないのであるが、而もその主要なる諸段階を指摘し、その最も發
達なる諸要素を確定せしめ得るのである。

然るに國家と被せらるゝ體ての社会的集團の内部に於ては、たとへその
最も原始的にして且つ最も單純なるものにせよ、またたとへ最も文明化せ
る且つ最も複雑化せるものにせよ、等しく常に唯一なる事實、即ち他の人
によりてより一層強大にして且つ被專に對し、自己等の意志を強制せんと
し、またこれを實際に於て強制し得る人々を認められ得るのである。而し
て、これらこの集團が一定の地域に定着するからか、またこれらこの集團が
他の社会の他集團によつて承認される、か否か、またはこれらこの集團が
同等的組織を有するものであるか否かは、實質的組織を有するものであるか
は、何れも余り重要な問題ではないのであつて、而も事實は常にそれ自身
に於て同一である。即ち最も強大なる者等が自己等の意志を最も有効なる
態勢に強制するのである。

然るに斯る最大強権は極めて種々なる態勢の下に覆はれまゐるのである。

即ち或時はそれは其の具體的限をあり、或時は道徳的または宗教的限をあり、また或時は智力的限をあり、更に或時は善く経済的限をあり、つたのである、而してこの経済的限はマルクスやブルジョアがその唯物史観にかゝる論議を如く、政治的限の唯一の因子ではなかつたのである、けれども勿論それは政治的限制度の発原上にあつて最も重要な限を成したものである、また最後はこの最大限は善く数字的限であつたのである、而して今日に於ては如何なる限に於て数字的限とならんとする傾向があるものであつて、更にそれが想像化されたる社会的集團の限とならんとするものである。

新しくして建てる國に於て、又建てる時代に於て、物質的に、宗教的に、道徳的に、智的に、若くは数字的に、最大限が自己善の意思を他の人々に強制せんとし、また實際に於て強制し得たのである、即ち政府者は常に斯る最大限権者であると主張されるものである。

第二節 政府者と被治者との差別

第一節 政府者

近代國家に於てはこの強者と弱者との差別は極めて複雑なる社会現象によりて隠蔽されてゐる、けれどもこの差別は原始社会に於けると同一性質のものである、唯近代國家に於てはそれがより一層複雑化されてゐるのである、即ち互次的差が此の場合に於ては重要な限を成して居る、而してこれらの近代國家に於ては善く、斯る最大限権が一見して善く相反するが如く考へらるゝか或は殊々互に相均衡を保つてゐるが如く考へらるゝ種々な字彙に暗示して居るのである、例へば世襲的君主と議會とが反動的字彙を形成する制限君主政体 (Monarchical Limited) は混合政体 (Mixed Government) (Mansel's) の立憲君主政体若くは議會君主政体心の國家にありては、漸くの政治的限力を掌握する者は、しばしば第一なる社会的意義をなくす。

向く互に譲渡し合ひ、或は互に均衡を保てる種々にして且つ相買れる社会
的要素より成る。威權の政體(authoritarian)であるとははれ得るものである。斯る状態
にありては、一方に於ては君主としての政體によりて威權の特権を有する
一個人と、而して地方に於ては無條件若しくは数字的勢力に基つき威權の権
力を有する、多少とも広汎なる個人等の集團の両者が当該國家の政治的権
力に對して互に共同に參加して居る。即ち制限君主政體若しくは混合政府は
一方には君主なる個人と對して地方には或個人等の集團を以て相配
賦、實效的信仰、功勞、財産又は財産に等しき經濟的勢力、若しくは数字的
多數が威權的権力を保有せしめてある所の或人々の集團との、これら兩
者の間に於ける權限の争奪の自然的結果なる「協同」又は相互的連帶關係よ
り成立するものである。

従つて制限君主政體はこれらの協同的勢力の法律的組織體である。此場
合に於ては、君主なる一方の政府の権力と或人々の集團なる地方の政府
者の権力との相互的結合を以て成るたり完全に組織することが政治的技術の

任務である。即ちそれは一言には君主の意志と地方には政治的権力を掌握
せる多少とも広汎なる集團を形成する人々の意志との此の兩者の意志の關
に於けるそれら異質性、個人の意志の實在的關係を規定するにある。
而して更に斯る政府者と被治者との間の政治的差別は近代に於ては三つ
の一般的形態の下に變はれて居る。その第一の最も單純なる形態は專制君
主政體(absolute monarchy)であつて、此場合に「政權は全く君主に
在る第一者の掌中に集中されて居る。例へば露西皇は一九〇五年に到るまで
其の近代的形式を承したるのである。第二の之と全く相反する形態は共和政
體(republican)である。此の場合に於ては政治的権力は多少とも広汎
なる社会的集團に均等して居る。例へば佛蘭西に於ては政治的権力が人民
の數字的多數者と政黨團體とに存在する共和政體が行はれて居る。第三は
混合政體(a government mixture)である。此の場合には政治的権力は君
主なる第一者と而して多少とも広汎なる民主的若しくは實效的集團との間に
分配されて居る。而して英國は斯る混合政體の完全なる例証を以て居る。

第二款 政府者の意思

四四

政治的差別を廃止して居る形意が如何なるものであるにせよ、一人若くは多数の人々が一夫の国家内に於て政治的權力を握有して居るといふ事實が國家に存在して居る。これらの人々は即ち政府者と称せらるゝのである。彼等が一人にせよ、多数者にせよ、それは何ういふよ、茲に唯、この政府者の意思其の者を考慮することが極めて重要である。即ち茲に於て注意すべき重要な文は、これら政府者の意思が統治者の意思と等しく人間的意識であるといふこと、従つて政府者の意思は統治者の意思とは何ら異なる性質を有する意思ではないと云ふことである。然るにこの国民主権論に於ては、政府者は国民意思の代表者若くは機関である。即ち此の国民意思は、それが団体意思であるが故に個人的意思と偏差せるものと認められて居る。従つて政府者は国民主権の名の下に公権を行使するのである。即ち此の場合に於ては國家人各其者が所謂主権的権利としての主権の所有

を有して、而して政府者は此の主権を行使するに止るものがある。然しなから蓋より此の國家人権に於ける國民意思は一つの既定であつて、而して個人的意思の總和が個々の機軸分子である個人的意思と相異れる唯一の団体意思となるといふことは科學的に承認され得ない所である。斯る既定は之を認めることが出来ないものである。従つて政府者が代表者若くは機関にすぎない所の斯る國民的人権は何ら存在し得ないものである。

例へば英國に於て、議會若くは元首が其の意思を表示する場合には、彼等は一箇の抽象物にすぎない國家意思を表示するものではなく、又一箇の機關に外ならない國民意思を表示するものでなく、實際に於ては彼等は彼等自らの意思を表示するものである。従つて例へば法律命令は之を議決したる代議士等、又は之を公布したる國王若くは大統領の意思表示である。また行政行為若くは司法行為は之を行はたる行政官若くは司法官の個人的意思表示である。

四五

然るに公権は素より一國の權制に過ぎないのである。それは全く實在で
あるものである。唯、權力を掌握せる人々が自己等の權力を容易に他人
々に強制し得るかための便宜的手段として實は彼等の僅有する權力が一國
の事實的權力にすぎないものを、恰も合法的權力にあるかの如く思はしむ
るために公権なる名譽を用ひてゐるに過ぎないものであると断定され得る
のである。

然しながら今茲に公権の觀念を否認するにせよ、其結果として彼等は
何ら無政府主義的學說を主張するものではない。无政府主義的學說と
は即ち、社会には政府なるものが存在すべからざるものであつて、又政府
と無政府との間の差別も存在す可からざるものであり、單に平等にして且
つ自由にそれ自身の活動能力を發揮する個人又は集團のみが存在すべきし
ものであると主張するあらゆる學說を意味するのである。然るに斯る學說は
自由平等なる個人若しくは團體なる先驗的觀念に根據を有して居るものであ
るが故に、それは國民主權說又は公權說と等しく超科學的である。

従つて科學的實証的研究に於ては、常に單純なる事實的證明に基づき、
政府の存在は、總ての社会に於て強者と弱者との間に自然生ずる差別の
結果であるものと断定せねばならぬのである。而も事實上に於て斯る政治
的權力は確かに存在するのである。唯然しなから政治的權力が權利であ
ることゝ否認せねばならぬのである。従つて斯る政治的權力を掌握する
者等は能くまひ、事實的權力即ち強權を僅有するものであつて、权利的權
力を僅有するものではない。即ち彼等は公権を有するものではない。それ
故に彼等は命令を發する權利を有するものではない。而して又彼等の意思
表示其の者が被治者に強制され得るものではないのである。

而も實際に於ては、政府者の意思表示は、それが法規範に合致せる範圍
に於てのみ價值を有する筈なのである。而るに斯る法規範は社会其の
者が基調であるが故に、同一社会内の總ての成員等に強制され得るもので
ある。従つてまた所謂法律は議會によりて制定され、また法律を制定する
ものは議會であるが故に、強制され得る。斯る命令的性質を何者有するも
ない。

のでない。而し法律は法規範の表現若くはその運用である場合に於てのみ、人民に対して強権を強制し得るにすぎないのである。而して政府者の義務は斯る使命を賦せざる範圍内に於て出表する限り、法規範に対して確たる保証を以て得る立法委員会を組織構成するにある。而して如上の概念は專ら公法の既成規範の概念に基づけるものであつて、政府者の意思表示はもはや所謂最高人格者のお有する権利の行使を意味するものではない。事實に於て斯る人格者も亦斯る権利も何ら存在し得るものではない。従つて政府者の意思表示は、それが單に客観法なる社会的法則に合致せる範圍内に於て而し專ら此の範圍内に於てのみ、社会的價值を有するに過ぎないのである。

而してまた茲に社会的に行動すべき政府者の命令的義務と、而して政府者が社会的に行動せる場合に於てのみ、之に服従すべき統治者等の等しく命令的義務との存在を明かに是認せねばならないのである。

第三款 政府者の強権

然るに政府者は國家内に於ける最大強権を占有するものである。而して此最大強権は道徳的なる場合と專ら具體的、物制的なる場合とがある。そこを以て、政府者に或道徳的強権が賦せられて居るか、政府者が或職能を兼するか、或世間的威權が政府者の人格に供つて居るか、又は神が地上の國王に賦與したる超自然的使命に対する又しい^{神聖}傳統的信念の如き、若くは國民主權に關する信念の如き、一般的に是認せられ且つ通弊なる人々の信念の上に、政府者の政治的權力が基礎づけられて居るか或はそれらの場合のうち何れかの理由によりて、政府者が最大強権者である場合には、此種の最大強権は明かに道徳的である。而して政府者がそれらの事實上の強制的權力である所の強権を運用し得る時に於て始めて眞に政府者である。勿論政府者と統治者との差別は單なる強者と弱者との間の差別ではなくて、それは非常に複雑なるまた極めて種々なる形體を執り得るものである。

五〇
併し乍ら事實上に於ては或個人若くは個人等の團體が強制的權力を使用し得る時に於てのみ是に政府者^が存在する。斯る強制的權力が彼等に属しない場合に於ては國家は存在せず、又政府者も存在し得ないのである。斯る差別は政府者の意思と被治者の意思との間に存在する事實上の差別である。けれども意より政府者の意思は不承認治者の意思と同一なる性質、又は同一なる能力を有するに非ならないものである。即ち政府者は自ら何ら内在的強制的權力を有しないものである。唯此の場合、政府者は自らの意思表示を實現し得るがために直接使用し得る強権、即ち強制的權力を運用し得るものである。此強制的權力は政府者に属する或事實的權力である。而も亦國家が存在するためには斯る事實的、若くは強制的權力の存在は必然的にして且つ否認し得ないものである。

然るに他例に於て斯る強権は法の制限を受けるものであることを認めねばならぬといふである。即ちたとへ斯る強権が政治的權力の存在するがために設けられるものであるにせよ、斯る強権、それ自身が單独にて存在する場合に於て、全く一時的のものであることを承認せねばならぬのである。従つて此の強権が永続し得るがためには、それは常に或道徳的權威を伴はねばならない。即ち所謂公認なる政治的權力はそれが被治者等によりて一層任意に承認せらるゝならば、それだけ益々完全に承認され得るものである。それ故政府者の命令を被治者等に任意に承認せしむるべくに當り適切なる政治的手段を見出すことが政治的技術の使命である。即ち政治的格式若くは手段を道徳的乃至道徳的信念に適應せしめ、又は國內の經濟的、學識に適應せしむることによりて、善く被治者等をして、政府者に常に應ずべき利益を目的として政治を行ふものといふのであつて、決して彼等自身の利益のための政治を行ふものではないかと深く確信せしむることが政治的技術の本質である。彼のスコラ學派の神學者等は、彼等自身の利益のために政治を行ひ、而して何ら臣民等の利益のために政治を行はざる君主を暴君と宣明したのであるが、而して此の暴君政治は民主政治と兩立し得るものでないことを注意せねばならない。即ち人民によりて選舉されたる政府者と

強も強者自らの利益のための、又は弱者の道徳への利益のために政治を行
 ひ、而し何ら他者の利益のために政治を行はざる場合には何等も本業
 區であること忘れてはならない。暴君政は其の形骸が如何なるもので
 あるにせよ、道徳的権威を有せざるものであつて、且つ此の道徳的権威
 なくしては、如何なる強権も單に一時的のものであるにすぎないのである。
 本業區なる国家の強制力の行使はそれ自身に於ては何らの法律的行為を
 擴張するものではなく、又何等の权利的状態を發生せしむるものでもない。
 それ故に国家的強制力の行使はそれ自身何ら国家の法律的権威に属
 するものではない。

而し尚斯る国家的強制行為が本業法の支配を免れ得るものは考へられ
 得ないのである。殊に近代国家の大多數の如く、合法的觀念の段階に達し
 到達せる国家に於ては、此の強制行為は法律によつて確定せられたる限界内
 に於てのみ爲され得るに外ならないのである。即ち法律によつて決定さ
 れたる強制的手段のみ、而し單に合法的條件に於てのみ始めて行使され得

るに外ならないのである。

第三章 國家の構成要素

五四

第一節 民族

國家なる事實は政治者と被治者との差別に基づくものである。然るに政治者の意思及び権力は二つの限界を有するのである。即ちその第一は民族的限界である。元來國家なる事實は一定の人間社会、即ち社会的集團の存在を自然前提としむるものである。而も今日或程度の文明に到達せる社会集團の最も一般的なる形態は明かに民族である。従つて政府者の意思及び権力は一定の民族をその人的限界とするものがある。即ち民族は國家なる事實の發生する人的社会的環境 (*anthropological society*) である。第二に國家は一定の領土内に於て文明社会を建設するため必然的に強制される地理的、領土的限界を有するものである。

更にまた第三に國家は一定の領域内に於ける公安警察 (*police functions*)

の組織及び管理なるその職能的对象によつて制限されるものである。従つて國家の構成要素は、民族、領土及び公安警察である。

政治的集團の一種的形態なる近代民族は極めて機轉なる社会的組織を形成してゐる。然らば斯かる民族的關係を整理せしめ且つ之を糾糾せる本質的要素は何であるか。先づ且に政治的权力共同社会、種族並に言語共同社会及び宗教共同社会の存在が認められ得るのである。而して之等の種々の要素は總體的によ、或は個別的によ確かに作用してゐるのである。然し乍ら又その如何なるものもそれ自身單純には民族連帶關係を是れ構成するものではない。可論同一政治的权力の下に於ける多數の人々、若しくは諸國等の合同が民族連帶關係の要素である。けれども亦同一政治的权力によりて支配されてゐない人々を結合せる民族構成の例証が存在するのである。即ち民族的統一は政治的共同社会が破壊されたる場合に於ても屡々得得するものである。例へば伊太利民族は全伊太利がマホア王墓の权力の下に完全に結合されたる以前に於て既に存在したのである。然し乍ら此の同

一政治的权力に対する人々の認識がそれのみにて一個の民族を形成すること
 が不可能であるにせよ、尚それは幾る機会に於て種々に民族的統一を
 促進し得るものである。例へば神廟の王國は其の取り下に古代諸州を併合
 し、更に神廟の大革命と神廟の帝國とは此等の諸州に統一的法律と中央集
 权的行政組織を施行して力強く民族的團結を鞏固させたのである。けれど
 うそれは實際に於ては單に第二義的要素であるに過ぎないのである。然る
 に此事實はまた種族間に言語共同社会に就ても同様である。一般に同一言
 語を用ふる總ての人々は同一種族に属し、且つ唯一の政治的权力に属して
 る同一民族を形成するのであると云はれてゐる。而してこれは既に第十九
 世紀に於て屢々認められたものであり、尚又今日に於ては民族自決主義の
 原則の下に認められ、而も世界大戰以來は被壓より一層力強く是認され
 てゐる命題ではあるが、併し乍ら何等科學的に根據のあるものではない。
 而して又事實上に於て、此所謂種族共同社会は決して証明され得るもので
 はない。即ち種々に同一人種的起源と、本同一言語と有てして、而し尚

力強く結合せる民族が存在してゐるのである。例へば既に導の統一の民
 族が存在し得るものとすれば其の好適例は種々に神廟の民族である。併し
 實して神廟の種族なるものが實際に於て存在してゐるものであるか、否、
 神廟の人民は種々異なる種族の融合に外ならないのである。併し乍
 ら勿論種族間に言語共同社会は民族種族に實証し得るものであることは確
 かである。従つてこの場合種族間に言語の難多難儀が民族の形成を多少促
 進せしむることはあるが、併し乍ら必ずしも之を妨ぐるものではない。併
 し且も單に種族間に言語共同社会のみにては、種々に民族を形成することが
 不可能である。

更にこれは宗教共同社会に就ても亦同様である。即ち宗教は古代都市國
 家に於ては第一義的要素であつたが、併し乍ら現代に於ては宗教的感情的
 共通と共に全く第二義的のものとなつてゐるのである。最後に又領土の地
 理的狀態は種々に或る民族的形成を容易ならしむるものである。併し乍ら
 屢々民族的團結が地理的区画と一致しないことがある。即ち西班牙と葡國

争、衝突と對峙は其の顯著なる例証である。

然るに、如上の政治的权力、増強、言語、宗族並に自然的地域に著く其
同社会は實は第二義的要素であるに過ぎないのである。故に民族的統一の
本質的要素は正しく之を諸種の傳統、欲求、又は理想を有する共同社会の
うちに探求せねばならないのである。先來人類社会は現存者によるよりも
寧ろ既に死亡せる人々によりて作り上げられたるものであると云はるゝ如
くに、民族其の骨も本體存者によるよりも、寧ろ既に死亡せる人々により
て作り上げられたるものである。即ち實て企圖されたる競争、蓋し得られ
たる勝利、または相共に思被せる、或は國の因襲が力強く民族的連帶關係の
意識を生じ、之を明確ならしむるに堪つて力あるものである。今茲にその
一の事實を例証すれば、かの百年戦争と稱して之が佛蘭西人の意識内に刺
みつけたる不滅の印象とは民族的感情の形成に対する最も顯著なる一原因
にあらざらぬのである。故に諸傳統に著く共同社会は實ての國々に於て常に生
きざる役割を演じたるものである。此の意味に於て民族は確かに歴史的物

度であることは疑いなくある。

従つて目前の理想や欲求を有する共同社会、同一民族に属する人々が相
共に世界に活躍せねばならぬと云ふ使命に対する感情、その諸觀念、暫的
若しくは實質的富なる共同財産防禦の必要、總て之等は民族的結合を融解
し、且つ之を日々増進せしむるものである。而し他面に於て、同一民族に
属する人々は時に合意連帶關係の紐帶によりて彼等相互間を結合するもの
のである。何故ならば彼等は互に相接近してあるがために自ら辱々且つ家
族に彼等の種々なる才能によりて有無相通じ相互の勞務を交換し得るから
である。

然るにまた政治的集團の實際的一般的なる民族は宗族及び都市の先在的
なる社会的形態の存続を拒否するものではない。即ち民族の成員はまた同
時に或る宗族、或る都市の一成員でもある。併し乍ら近代民族内に於て、
宗族はその社会的關係としての立場に於ては漸かに分解の歩を辿りつゝ、あ
り、又近代都市村國併せればそれぞれ自身欲力にて發展し得る余地を有せし

もののであるから、決して近代民族の内部に於てより以上に強固なる團體を形成することか不可能なるものである。

然し乍ら同時に今や他の國路が形成されつゝある、即ち職業組合が人々をして新たな社会階級に加入せしめつゝあるのである、斯くして近代民族の内部に於て職業的、工業的、商業的、利益團體、及び学同的、労働的、文字的、若くは其の他の労働の共同団体、又は相互扶助的的款に基く團體の成立せることは確かに最近数十年間に於ける最も目ざましき社会的事實である、而して今日の所謂産業組合主義運動はその主要なるものである、而してこの運動は極めて広汎、且つ深奥なるものである、それは競争乃至社会的分業を目的とするものではなくて、而して正しく初志または協同を目的とする有力なる手段である、それは單一なる労働階級のみの変化ではなくて、而して種々の社会階級に普く行進し、且つ之等をしく調和的團體の下に組織せしめんことを目的とするものである、斯くして近代民族の内部に形成されたる此等の組合は民族的統一を危くするものではなくて、而

六〇

く却つて民族的連帯關係により一層複雑なる組織を賦與することにより、民族的紐帯を更に強固ならしむるに至るべきものである、而して實際に於て近代社会の到達せる道化階級に於ては此の民族的連帯關係こそは時に社会連帯關係の顯著なる發現形態である、即ち此の民族なる實在は同一民族の成員である個々人を時に密接に結合せしむる連帯關係又は相互依存關係の紐帯に基きて存在してゐるのである。

然るに美学的觀察の下に於ては、所謂國民意識又は國民意識が存在するものであること、誤つて又國民は之を構成する個々人は全く異なる人格を有し、而して斯かる人格の意思が國家若しくは國民主権、政治的權力、若しくは個々人に対する支配的權力であると主張してゐることを、或る種の形而上学的假定に基ける學說を全く排斥せねばならぬのである、假令民族のうちに於て個人等の多數者が同時に同一事件を思想することとして、斯かる思想の基礎が國民意識又は國民意識なる時有する實際であること、階級間的信仰の機械に依りし之を決定的に否認するならば、何故に公法學が國

六一

事實の概念を更にし得るのであるの善なる解に若しむるのである。 六〇

然るに此の内閣國民意思は事實に於ては常に多数者の意思に外ならないのである。 例へば人民が直接に相協議する場合に於ては、實際上其の協議に與る者は人民中の少数者であつて、而もその少数者のうちに多数者が居れば、斷くして實現する意思は此の多数者を撰出する個人等の意思である。 又人民が代表制度を有する場合に於ては、其の代表士等は国内の極めて少数者であり而も普通選挙の行はるゝ國に於ては普通選挙制度のうちの少数者なる選挙団体を代表してゐるにすぎないのである。 故に國民意思又は國民主權は明かに科学的價値なき全くの擬制であつて、實証的法學的擬制は固より斯かる擬制に基いて構成され得るものではない。

従つて安石^註の見解に於ては民族は自ら國家なる現象をひ懸へれば政府者と被治者との区別の發するところの理窟であるに外ならない。 従つて斯にこの意味に於て民族が近代國家の要素であると云はれ得るのである。 而して近代文明國民は一般に民族に基いて團結してゐる。 而して政府者と被治

治者との区別を實現するのほ全くこの民族の團結内に於ていゝある。 之即ち一般に政府者の權力行爲が民族の及ての成員に及ぶ所以である。 また民族的に實現する所の自然の区別からして斯くの國民は政府者の若しくは被治者かの何れかであること云ふ現象を生ずるのである。 従つて民族は國家の正統的要素と見るべきである。 蓋しこれ民族は政治的權力の主体として存在しなくてはならず、唯だに人間の立場からして此の政治的權力行使の限外であるに外ならない。 それ故に民族は實際に於ては何等國家の構成要素ではない。 又事實に於て所謂國民意思蓋ししくは國民意思は何等存在しないのである。 併し乍らそれにも拘らず民族は固より有力なる實在である。 而も其の此の意味に於て民族は本質的に政府者と被治者との区別の成立する所即國家と稱せらるゝ、社会現象を實現する所の斯る社会的現象であるに外ならないのである。

政府者と被治者との区別が民族を其の形成の環境とし、而して一定の條件を其の根據とするものである。 従つて茲に近代國家の構成上に於ける條

二の権力が存在するのである。而して此の領土は政府の専断する所なる行為の性質である。勿論領土は国家成立に於て明かりたる要素ではなからず、何れに於ては政治的差別は一定の領土に固定されておこなう社会に於ても発生する。然るに領土に認められ得るからである。領土は近代の文明社会は時に一定の領土に固定してある。且て政府の行爲は専ら一定の領土に於て其の効力を有してゐるのである。即ち國際公法は實際的専断に應じて諸政府の行爲の有効なる所の所を領土の限りに固する原則を規定してあるのである。

従つて領土は或る政府が其の強制力を行使し、維持の公法的事業を組織し又はそれらを作用せしむるとしてある所を領土の部分である。故に如何なる他國政府と對して此の領土内に於ける政治的効力の目的なる行使を妨げることは出来ないのである。而して若し之を妨ぐるならば、其の他國政府は固に國際法の原則を侵害せるものである。之即ち不干渉主義の原則である。

併し乍ら、故等は所謂「領土即國家主權要素説」を論へれば領土は國家主權要素の要素であるとして必ずしも承認するものではない。所謂國家主權が専ら以上は領土も本質から人種の要素ではない。併し乍ら今日此「領土即國家主權要素説」は一般的に主張されてゐる。而して此の學說に依れば、領土は政治的効力の占有者にして且つ法人格なる國家を構成する要素であるといはれてゐる。而してこの政治的効力は事實上に於て絶対的命令を發する権利であり、而して國家は斯かる政治的効力を有するものがあるから、従つて斯かる効力は或る領土が政治的に其の支配に帰する結果としてのみ行使され得るにすぎないのである。然るに實際に於ては二種の政治的効力が同一領土内に其の強制を主張することがある。斯かる状態に於ては常に相反する命令の存在を豫想され得るのである。然るに此の兩者の一方が屈服して他方が發する命令を承認することになれば、前者は最早「國際的効力」ではなく、斯くして初めてこの領土内には唯一の國家が存在するのみである。或は又此の二種の効力が相互に制限し合ひ、且つ相互に

此條件に就ひ的動し合ふものとすれば、兩者は共に國家的權力ではなく、
 而して此の權上内には二個の団体即ち二個の政治的団体が存在し得るに止
 まり、その何れもが國家を以てない。従つて一國の集團に對する一國の權上
 の權は此の集團が國家であるがために欲く心からなるものである。然ら
 ざれば此の集團は政治的權力を有し得ないのである。言換へれば權上の權
 力は政治的權力の條件である。然るに、權上即國家主權を對しては、
 政治的權力は時に國家人格の實現せるものである。それ故に權上の權は此
 の場合國家人格の者の條件となるのである。一般に權上が國家の主體的
 要素、又は國家法人格の構成要素であると云はれ得るのは正しく新なる意
 味に於てである。

併し又權上が國家人格の要素であると云ふ學說の唱起は却つて此學說
 其者を覆へず結果に陥るものである。即ち其の唱起の第一は權上の不可分
 性である。不可分性とは、故に若し事實上權上が國家人格の要素
 であるとするならば、權上其の物は此の國家人格が消滅せざる限り分割若

しくは分割され得ないものである。然るに之に對しては從來多くの學說が以
 りられてゐる。例へば故乙公法學者等は其の法學的權上學說に基いて權上
 權限の可分を主張せんとしたのであるが、併し乍ら何等新る唱起に到達し
 得なかつたのである。即ち權上である國家は其の地位の範圍、權限の場合に
 於て消滅するが、又是れに是れ權上である以上によりて再生するものであると
 する其の學說は何れも事實なるものは考へられ得ないものである。或は又權
 上の權限と云ふことだけ事實上存在し得ないものであると、權上する國家は
 權上の一部份に對して其の權限の行使を放棄するに止まり、而してその他
 國家要素を以てたる由故に權上は之を併合せる國家の權上に併に附屬せしむ
 ることが出来るものであるとの新る學說も何等満足なるものではない。
 それは場するところ何物も説明し得ないものである。實にイニリネフク
 (Jellinek)に依れば權上の不可分性は元來戰爭の結果として國家權上の
 一部份が他の國家に割讓されることに對して何等障礙となるものではない。
 此の場合權上されるものは單なる權上ではなくてその權限は專ら主權の

の専断であるに非ならぬ。即ち斯かる環境によりて譲渡せる国家の支配権は縮小され、而して併合せる国家の支配権は増大するに在るものである。然し乍らイギリス本ツクが此説も本邦等實踐とはならぬのである。而してそれは事に及ぶに否いせ、世襲國家概念の名残りを止めてあるにすぎないものである。

然るに這般の世襲主義の始末、領土は譲渡する、領土の人民の同意によりてのみ譲渡され得べきものであることが是認されるに至つたのである。即ち領土のケルズイニ格的に正しく此の原則に基いたものである。然らば今既し、前述の如き事實に就ては、此の新たなる事實に対して如何なる説明を下し得るであらうか。即ち領土の場合が譲渡される人民の同意により為され得る場合、然しと領土が國家人格の要素であるとするは如何にこの場合領土の譲渡が譲渡したる國家の行政を承さないのであるか。然るに此の事は何等説明され得ないのである。

尤も領土の移るる概念其者が既に事實に及してゐるのである。通例二

つの國家は同一領土内に其の政治的權力を行使することが出来るのであつた。然るにこれは、行れども實際に於てはこれは何等を由なるものではない。即ち同一領土内に於て二つの政治的權力が行使される多くの例証が存在してゐる。例へば聯邦國に於ては同一領土が聯邦國と聯邦構成國との兩權力下に置かれてゐるのである。又二つの全く別箇の國家が同一領土内に所謂共同主権 (Condominium) を行使したる例証も幾なるものではない。例へば協本利と普魯西とは一八六四年より一八六六年に至るまでシエレスウイッチ、ネルスラインに對して共同主権を行使したのである。又現に併し英は一九〇六年十月と一九二二年六月との兩協定に基いて、英佛兩國協定地なるニューヘブライ群島に對して等しく共同主権を行使してゐるのである。

然るに政府等が本來合意によりて其の事實上の權力を一定の領土内に於て行使する所の手續其者を如何に決定することが出来るのである。又政府は此の權力行使を放棄することも出来るのである。即ち政府は一時的に若しくは或定的に此の權力行使を断念することが出来るのである。之即ち

或等の領土権承認より生れる誤謬であつて、而して之によれば何等の障礙も無いのである。

更に又、國家法人格を承認し、領土を以てこの人格の要素と認められてゐる公法學者等は、國家は個人に對して行使する权力的權利とは異なる公的主體的權利を國土に對して有するものであると説明してゐる。斯に佛蘭西の國際法學者は普通に領土主權 (territorial sovereignty) なる言葉を引ひて國家の領土に對して所する所の權利を指稱せんとしてゐるのである。けれども此の權利の性質に就ては彼等は何等之も確定してゐないのである。また、茲に於ては、國家人格說の贊成者なるラバント (Laband) は國家は其の領土に對して公法上の權利を有するものであると説明してゐる。斯らんに彼等は、國家は其の臣民に對して有する权力的權利とは本質的に異なり、且つ公法上の權利と看做さるゝ所の領土に對する權利を有するものと認められざるのである。而して國家は之によりて其職能を正しく實現し得るものである。故に國家の權利は常に其の臣民に及ぶばかりではなくて、

國土土地に及ぶのであるであつて、而して土地所有者をその意思又は權力に服従せしむることが出来るのである。

併し乍ら我等は所謂主體的權利としての主權若しくは公法の存在を否認するものであるから、疑つてまた國家がその領土に對して斷る主權を有することをも承認することが出来ないのである。而し實在論的見地に彼等は領土は單に政府官の行為の對象である以外ならぬのである。然るに前述の所謂領土に對する權利は斯に主權の存在を承認する學說に於ても本質的に不可避なるものである。實際に於て政治的權力若しくは主權は則ち命令的權力である。而して我等は單に個人等に對して命令し得るにすぎないのである。それ故に領土に對する主權若しくは政治的權力なるものはそれ自身既に含有せる富貴である。疑つて國家最高人格說に於てすらも、領土は單に客觀的見地よりして公權の限界であるに非ならぬのである。故に國家は單にその領土内にある領土の個人に對して斯に有能なる權力を有するものであるに非ならぬのである。

民衆の内部に於て、言及へれば民衆によりて占有さる、個上の境界内に於て、職業者とは別個の権力を依りしてある所の政府者は公共配給

(*universal suffrage*)組織を設けし、且つ之を管理せんがために自己等の有する権力を行使すべきものである。而して此の公共配給は正しく國家の本質的要素を成せるものである。元來國家は命令的権力者でも乃至主権者でもなく、それは政府者によりて組織され、且つ管理する、一の公共配給共同組合 (*una confederatio de universis suffragiis*)である。

然るに政府者は他の人々と全く同様なる個人であるから従つて社会的相互依存関係若しくは社会連帯関係のうちに於ても本地の個人等と同様なる地位を占めてある。是に於て政府者は社会的規律の基礎であり、且つ社会連帯関係若しくは社会的規律若しくは法原則は政府者に対して社会連帯関係を保護する所の如何なることもし為さざる法學的義務を負担するものい

ある。次に政府者も亦一個人と同様にそれと同一原則に基き、且つ全く同一標準を有する法學的義務を有するものである。即ち總ての個人は社会連帯関係を不断的に實現せしむるために、各自その固有の才能を使用すべき義務を負担せしめられてある。而して又其の代りに各個人は此の目的に合致せる總ての結果を法律上自覚に享受することが出来るのである。

然るに社會に於て政府者は法學的連帯関係に貢獻せんがために其の固有の才能を使用すべき義務を負担せしめられてある。而して此の場合、法律の意思を以て、それが連帯関係の或る目的に合致して決定されたる場合に於てのみ、總ての總ての人々の尊重の下に容易に強制され得るものである。此の意味に於て、政府者の権力は法律その唯一の基礎とするものである。而して又政府者の活動能力は社会的規律其者が政府者に賦與する所の諸種の義務をその基礎とするものである。故に社会的規律は政府者が如何なるものであるにしても、社会連帯関係を不断的に實現せしめんがために時に政府者に対して其の依りする最大権力を行使すべき義務を負担

せしむるものである。

従つて公共服務は政府が不斷的にその實現を保証し、規律し、而して管理すべき社会的活動の總体を意味するのである。而して斯かる社会的活動の實現は社会的相互依存關係の實現とその發達のための故に欲し可からざるものであり、且つ又此の社会的活動は政府者の強力的干渉を俟つて始めて完全に實現され得る性質を有するのである。而も斯かる活動の實現は社会的集團に對して隨時中絶され得ないはむに重要なるものである。従つて政府者の義務は不斷的に斯かる活動の實現を保證せんがために其の权力を行使するにあるのである。而して又その永続性が公共服務の不變的性質の一つとなりつてゐるのである。

然るに前述の如き概念は明かに根本的なるものであつて、而も斯る概念は政府者に對して時に政府者であるがために強制され得る義務概念を基礎とすべきものである。即ち政府者は公共服務なる社会的活動を規定し、組織し、且之を管理し、其の實現を促せる總ての行為を抑制し、又其目的に

命或る總ての行為を承認せんがために自然干渉すべきものである。従つて政府者の權力の運用は斯かる公共服務活動に限定されるべきものであつて、而して此の公共服務以外の目的を追求する場合にはその總ての行為は当然無價値のものとなるのである。故に斯かる公共服務は政治的權力の基礎であり又その源泉である。

因より政府は一向強制にすぎない個人格の存在も亦權利としての公権若しくは主権の存在も承認することが出発点なのである。けれども是れは一定の社会的環境内に於て、言及へれば或種上に限定せる人間集團内に於て其權力を占有せる個人等の存在することを認められ得るのである。言葉を換へて云へば、或る個人等は其の占有せる權力によりて自己等の職能の實現を促進されてゐるかために、その義務として履行すべき職能的活動が特に他の一般の人々に對して容易に強制され得ることを認められるのである。従つて斯る場合に於て、若しも或る公権が存在するものとすれば、斯る公権は何等權利ではない、而も義務または職能である。

然るに政府者に於て其の進行の当然の義務となる社会的活動は極めて不
定にして且つ道化的なるものである。而し支那の増進するに依つて公共配
分を削減する社会的活動の数は益々増加し、且つ公共配分の版も亦それと
共に増加し行くのである。而して現存の文野社会を觀察すれば公共配分
を削減する税目を替むる種々なる社会的活動を指摘することは比喩的に容
易である。けれども公共配分の削減は政府者自身若しくは其の機關の利益
となる故をも意識するものではなく、而し各一般の人々によりて自由に行
はれ得る或種の活動もそれが政府者若しくは其の機關によりて行はれる様
りに於てはそれらも亦公共配分の対象となり得るものである。例へば教育
と教育事業とは此の場合に於ける二つの適切な例証である。即ち私人も
亦教育を授け得るものであり、教育事業も私的経営に委ねられ得るのであ
る。けれどもそれらの教育と教育事業とはそれが政府者によりて保護され
たる場合に於ては明かに公共配分に属することになるのである。
然るに地面に於て、公共配分の数の増加はそれらの職務の益々大なる地

分権化を意味するのである。而して新舊地方分権化は、

- (一) 地域的地方分権
 - (二) 制度的地方分権——国家公共配分の管理のために自治的財源を充満
するもの
 - (三) 技術的地方分権——技術者たる官吏に対する特殊の指揮監督の必要
上自然に生ずるもの
 - (四) 許可公共配分——政府者の監督の下に専らなる私人がその許可を授け
て職務を遂行するもの
等を包含するのである。
- 新しくして近代法は確かに地方分権的傾向を有するものである。而してこ
れは一面に於ては技術的職務の増加、他面に於ては法人格なる国家の文
體的権利としての支配觀念の消滅との二つの極めて顯著なる変動の結果であ
る。従つて今や多くの公共配分が地方分権化されたつゝあり、又その多く
が制度的に地方分権化されたつゝある。而して此傾向は鉄道、郵便、電信及び

電報事務に於て明かに認められ得るのである。更に此地方分権の最も新大にして且つ最も進歩的なる形態は確かに官吏地方分権である。例へば、併合制に於ては新官吏地方分権は上級官廳の監督の下に大學教授等自ら國立大學を管理する大學教育、公衆教育に其の端緒を有してゐるのである。而して新官制等は必ず進歩的進取に於て確かなる技術的公衆教育にまで進展するに至るものと考へられ得るのである。

尚又此の場合政府者は何事公衆の裁判者ではないから、進取公衆教育の管理を掌る諸機關の職員に対して、否か公衆が政府者に賦課したる最高權力を有するものとせばない。其の結果諸機關は益々政府者の専制より救済される筈なる自主的地位を占むるに至るのである。

要するに總ての公衆教育の基礎となる根本觀念は、政府者其者に対して社会生活上侵害なる社会的活動の不行の実現を確保すべきことを強制する所の新なる法理的義務觀念である。然し或る時代に所有の權者、傾向又は請求が存在する以上は当該社会の成員等は新なる社会生活上侵害なる社会

的活動の實現を必然的に要請するに至るべきものである。故つて近代公衆に於ける最も重要なる問題の一つは各個人等が諸機關の公衆教育を確實に享受し得る様に、之に必要なる権限を規定することである。而してそれらの権限は職務執行法理、即ち新なる職務の執行方法を規定せる法律によりて規定されてゐるのである。故に新なる法律に依つて行動することが政府者、又は公衆教育に關する職務の執行を確保することを経営されたる總ての者の義務となるのである。

第四章 我國體の本義

八〇

第一節 神國の道

我國體の本義は神國の道、即ち天皇の道、または皇道であつて、或は神國の道と称せられてゐる。

此の神國の道は我が國固有の道であつて、我が日本民族の發生と同時に發生した民族的精神で、言はば三つ子の魂である。

而し神國の道は我が民族宗教の源泉であり我が國皇道體の根柢である。吾族の我が民族宗教の源泉であり、我が國皇道體の根柢であるはかりでなく、又實に我が國憲法の基礎であり、天皇が我が大日本帝國を御統治あらせられる所當然の大權の根本正統を爲す所の所以である。

而し神國の道は我が國家と種族と維繫し維新のべからざる關係を有し、我が民族の發達と共に進歩向上して常に我が建國の意思を實現し、我が國

體の精華を突極しつゝ、あるものである。

然るに此の神國の道は次く是より神道である。而して此の神道といふ處は及て此の神國である。然らば一體外國から神道の文字が傳來する以前に於て我が國固有の道の本質が存在してゐたものであるか否かの、存在してゐたことすれば何といふ言葉を以て之を言ひ及ぼしてゐたものでありうか。

凡そ神道といふ處は言ふまでもなく支那物である。支那では旧く支那の原始宗教を神道といつてゐた。是の神の語の上級處に「製」又は「神道」の語を以て、聖人以「神道」を天下祖傳」と云へるは即ち天啓である。今日でも支那固有の民族宗教たる道教では仍舊神道と云ふ語を用ひてゐる。

又朝鮮でも朝鮮固有の原始宗教たる檀君教の事を神教と云つてゐる。更に印度の神教をも支那では之を神道と稱へたのである。

斯様に支那でも朝鮮でも其の國固有の道を神道とも神教ともいひつてゐる。よこい我が國でも我が國固有の道を神道とも神教とも云つたの

である。

置して置らば、我が國に神道といふ天部語の由来する以前に於て、我が國固有の道を何といふ志意を以て言ひ現はしておたかば最も聖母に及つて其の意味ある別處でなくてはならない。

或る論者は神道といふ文字に拘泥して、我が國の上古には未だ嘗て道と稱すべきものか無かつたといつてゐる。而してこれは寧ろ儒者朝の臨へた説である。

惟ふに此の或る天部語の聖人の唱道した字樣、忠信、仁義、礼智等の類以外には無あることを認めない論である。

勿論書傳、史記等も道は有るが其の以前にも道は有る。然るに聖人は道の全體を説いてのみないといふことに於ては、其の言ひなかつたのは寧ろ笑止の至りである。

而も其の所謂聖人の道は、及つて國を亂す種となるものであることは既に水原宣長が其の著「皇代實記」に於て喝破した所であつて、即ち

聖人の道は國を治めむために作りて、かへりて國を亂すえおことなる所也、すべて何れをも大らかにして、事足ぬることほつてあることよけれ、皇國のるへはさる言傳さ紙へも何しなかりしかと、下が下まみたる、ことなく、大ノ下は道に由まりて天運日嗣いば道に據はりて立り、さればかの皇國のるにわらひていは、道をよそむき據れたる大さ道にして、實は道あるが故に道てよ言なく、道てふことなかりぬと道ありしなりけりといつてゐる。

これは老子の「大道廢有仁義」智慧出有大徳とく、又「道可道非常道」不可名也常道」ともあるに類していは、道の^大徳を言つて、道の^大徳を尊道したるのであつて、いかに道の徳を尊り守てある。

一傳れか上代に於て、道とか敬とかいふ言葉が有つたか無かつたかといふ事を決定しようとするには、是れこそ先づ古語が國に於て道なり敬なりの手續が有らしてゐたか否かといふ事を先決問題としておはならない。

然るに我が日本へ神道といふ文字が渡来する以前に於て、即ちノリと云ふ言葉が存在してゐた。即ち

ノリ（糴米）を亦す。ノリトル（糴）又はトコトノリ（糴米）などのノリを亦す。

トコトのトコトには口でいふ言と實を行ふ言との二義あつて、團體では共にトコトといふのである。

其の言行の一致するをマコトといふのである。皇族即ち貴族である。此の語を以て、神代手本を亦すのである。家庭には子に対する親の手本、國家では臣民に對し給ふ天皇の御體範は即ちノリである。

つゞり或の國に於ては、皇祖天照大神の神勅、及び近代天皇の御勅を遵奉し、其の御行爲をノリ手本として常に敬く神體ひたる子孫臣民の運徳的行動は正に上るに於て實に道の存在したことを証立する詞

確りも實である。

次に又、マシへと云ふ言葉も存在した。

マシへの語根マシは養の義で、養育の意である。養育をマシといふも又と神道相關する物から名づけたものであらう。即ちマシとは、こけしみのほやがる事である。増んで大切にすることである。

養と親が其の子を大事にして養育することから出た言葉である。後には転じて家庭に於て子弟を教導し、或は社會に於て人々の徳と力とを教導するものをマシ（養）といつた。ウシ（大人）といふ語も、或はマシ（養）の語根で、共にマシから出たものである。

さてマシへといふ語は我が古來では日本書紀一神代卷の高皇產靈尊が其の御子少彥命の事を申された所に、「一兒養恩、不悞、教養」と見え、又建書式八編大略の祝詞にも、「奉教、德、始、養」と見えてゐる。

何れも親子關係の時に於てのみ明らかられてゐる。更に續つて平田篤胤は其の著「神道玄妙論」に於て、

又天正御記と称せられた新道である。

大命遷行の道、即ち新道である。式部連である。宣長はひたすら舊道を攻撃しようとして、即つて自家権を失つたのである。

さて新道に我が國には天宮に於て既にノリと名づけ、アソビへと命じ、イナはイナヒキと稱す所の道の本體が立派に存在し、隨つて其の名称も存存してゐたのである。尚ほ此世に「神皇正統記」といふ語もあつた。

さて我が國を正しく神道の名稱を使用する様になつたのは、外國から傳來せし神教が傳來した義であつて、彼と此とを正別する必要上から起つたものであらう。

日本書紀の用明天皇紀に「天皇信神は神道」と見え、又同書紀の孝德天皇紀に「皇神道經神道」と見え、之を證して余も亦そののである。

神し香時は我が國固有の道を言ひ現はす場合に、又た必ずしも神道といふ語を以て其の意味を限定してゐたのではなく、斯には大道といひ、古道

といひ或は又希道とも皇道とも称へてゐた様である。

新羅にノリといひ、ワシへといひ、ミナといひ、神又大道といひ、古道といひ、希道といひ、皇道といふも何れも我が國固有の道を指つたもので、即ち神道である。

一神神道は即ち人道であつて、人道を離れて神道は存在しないのである。従ふに我が國に於ける神の大多數は、人間の神格化されたものであつて、神道は人道の絶対化されたものである。

人道は人間對人間の道である。神道は人間對神の道である。

人間が神のみ、神のなり、神の通りになつて神の心を心とし、神の行はを所と爲し、そこに神道の原理と其の實踐がある。

寧ろ神は人間の神格化されたものであつて、隨つて神道は人道の絶対化されたものである。

然るに我が國神本義のウチアガラのウチは神の中り最高貴神たる大日靈

即ち天照大神を祀へ奉つたことである。

深く於てか種神の神は即ち天照大神なりと記するときは、種神の靈は且して天照大神の道なりと記のられ得るのである。

第二節 「神なからし」の意義

「神なからし」の神は元と皇極天照大神一柱を祀へ奉つたものであらうと記される。

日本書紀神皇正統天皇大化三年四月二十六日の詔文に「舊天照大神と書いて、古訓に之をカシナガフと訓んじあるが、之を神日子紀一の文武天皇即位元年八月十七日の詔文に「天照神乃御子孫母、天皇神之本之體」とあるに對應するに、書紀の天照神は、後紀の天照神又は天照神と同一神に望すことは固より諍を假たない、同じなれば、天照神

といひ、天皇神といふは其の天照神の御子たち五代天皇に對して皇極天照大神を祀へ奉つてあるからである。

新羅に代國かは、花は御本人は武士といふが如く、神といへば、神々中の最高貴神たる天照大神を祀へ奉つたものである。

而して天照大神は、古來其の神意を太陽即ち日神に祀し奉つておたすのである。

即ち日本書紀上に「神武天皇がマ今敷、是日神子孫、而向日祖身、此述、天照と印出された、此の一事に於つても之を知るこゝが出来るのである。

太陽、即ち日神は實に天地開闢の初まり、吾人に光を導へ、熱を導へ、生命を導へる所の不可思議なる存在であつた。

そこを我が古代民族が太陽を日神と祀き奉つて其の恩賜を生感化する靈力を神感化し、之をカシナガフと稱したものであらう。

(一) かみ(神)の意義

一 神といふ觀念は吾々人類が先天的に持つてあるものである。

其の起源は、世界の民族は種々あるが、一として神といふ言葉を辨たないもの、無いのを見ては明かである。

即ち神は一級人類の崇拜儀の目的となるものであつて、我が國の遠北の神々如く、天部の天部如く、印度の梵天(Devata)の如く、西洋のゴッド(God)の如く全智全能で天地を創造し、森羅萬物を主宰すると信ぜられてゐる高尚な神々より、動物界又は金石界の物を祀れる卑賤なる神に至るまで汎く之を神と云ふのである。

我國に於ける神の意義は素と神の如く是あり然あるものと考へられたるは即ちローマの神の如く、輝くものといふ考へと合致するやうである。また虚靈の神の如く、物を産む力と考へられたるは、寧ろケルマン民族の「生員あるもの」といふ考へと共通する様である。

茲には此の二神に性を附して神皇(男神)神皇(女神)の命とも数するに至つた。

而して此等の神は我々人類を産みたるもの、即ち神は我々の祖先であるといふ考へからして鎌倉時代に至ると、神は人なりといふ様になつたのである。

然るに我が國の神といふ言葉の語源に就て考察すれば、我が國語の神、即ちカミの力といふ言葉は終極語であつて意味はない。

而してカミのいふ言葉に大切な意味があるのである。然らば、如何なる意味があるか。

カミのいはれは、即ち自ら太陽を覆つたものである。

日本の神といふ語は覆と太陽の輝から出てゐるのであると新編に考へられる。

一 神、即ち太陽は六合を照徹する所の光と、万物を生育する所の熱とを有し、人類の生命の本源であつて、原始時代に於ける人類生活に必要

く可なりであるものであつた。

夫れ故に太陽を崇拜することは実に世界的、人類的であつて、世界の源心家、及び神話を研究し、又太古日と同一視した所の火に類する各民族の宗教的儀式や土俗的習俗等を調査する時は明かに全人類に共通であつたことが証立してられる。

尤して我が國に於ては、日本民族の祖神たる天照は、神代ながらに日神の御子、即ち天照大神の御子孫であつてられ、明津御神、又は照人神であつてられるといふ堅き信心を有する國民に於てをまゝである。然るに我が國語では、ヒガカミのこの語源である。

このヒガカミが通つてことなり、それがもう一つ鼻にかゝつて鼻音になることとなり、ヒガミヒミ、新うやつてなる。

今夫れ其の証を挙げよう。

先づヒ、即ち日也神神の御名に付けた例から述べらるならば、日神の御名に日といふ文字を付けたものが沢山ある。

即ち、古事記上には高御産靈日といふ神あり、神産靈日といふ神あり、又初天産靈日、八十瓊日などといふ神々がある。

日本記一には神産日、大道日、夜速日、雄速日、速夜速日などといふ神々がある。

高皇天には生産日、天産日、王産日、なといふ神々がある。

又其の神々は何れも御名のヒに日の字が用ひてある。此のヒといふ言葉が、前後の読み異名や発音の關係から導るといふことになる。

其の神々も挙げれば上に引續した古事記上の高御産靈日神や、神産靈日神、和久産靈日神連の御名の日、即ちヒを日本書記一には、高皇天産靈、神産靈、神産靈命といふ様に、靈即ちヒと言ふ言葉を以て書き現してある。

かく同一神、同じ神名で比較して見ると、國語のヒといふ字は古音相通じ、日と靈とは同意義であることがわかるのである。

即ち國語の日はヒを漢訳すると神靈の靈の義に相當するのである。

さうして又曰く、ヒをこころ雜じて奏言した處例は

日本書紀上に熱野ヒノノ日命ヒノノヒノミコを同書に熱野思命ヒノノオモミコと書き、又明化天皇の御孫を日本書紀四三、大日オホヒ日天皇ヒノノヒノミコとあるが、古事記中には、大日靈命オホヒノミコと書いてあり、日本書紀六に大日オホヒといふ名もあるのを以てことごとく、日ヒと靈ミコと其とは靈と同語であることを知ることが出来るのである。

尚之を古事記上の大日靈命オホヒノミコと大山津見の神名を上ミに引く所のハヤハヤ建日タケヒや建日建日タケヒタケヒの神名と対照する時は更に能く了解せられるのである。何となれば建見の津タケミは之に通ずる古語であつて、大日靈命オホヒノミコは「大日靈命」大山津見は「大山ノ神」といふ義である。

故に、我が國語の日は原と火と同語であつて、噴火山の火や火雷やヒノ火、雨や水と木とを摩練しく取つた火や、燧ヒノ火即ち石と金とを打合せヒノ出した火やヒノ火をも以て火と稱へたものが變じて我が皇室の御祖ヒノ光ヒノあらせられる天照大神の如き、其の神體の神々たる神をこととし、ついで又他の取

靈ある神々をも以て火と、ヒ、若くは「吾の言葉」を以て敬するに及つたものでありうと思ふ。

さうして此のヒ、即ちこころいふ言葉に、カといふ接頭語を附けた理由は、日、即ち太陽の光は明神六合を照耀する其の光輝のひかりかゞやく状を言ひ、建見タケミさんが鳥に、將に奉へたものであつて、カは即ちカ、マクのカ、の約つたものである。

要するに我が國の神、即ちカカの語源はヒであつて、日、即ち太陽の物を照らし、物を温むる光と熱の作用に因つて万物を生成化育する不可思議なる靈力、即ち太陽の威力と靈育とを神格化し、恐怖と感戴との意を以て之を日神ヒノカミと實のて祭り始めたものが、何時しかカといふ接頭語を付けてカカに即ちカカといひ、後には日神や火神ヒノカミ以後の神をも以てカカと稱し、更に一舉してすべて物の上には置するものをカカといふ様になつたものと思はれるのである。

取カに上カをカカといふ様になれば君王の如き、官長の如き、殿カの如

さ、まをりこに於けるは固より自然である。

(二) 「な」の意義

次に、「神なからし」の「な」に就て其詞を試みよう。
従来の説では神なからしといふ語を神とながらこの二語に分けて解説した
のであるが、

神し下り、神なからしは形は神納であつて、後に神と納との二語を
尋ねる處に、「な」といふ助詞を添加したものと想はるゝのである。
或は、「神なからし」といふ語を再訳するには神と「な」と「からし」の三
者に分けて説明することが必要であると考へられる。

而して其の「な」は一級に「な」の轉訛であると見做されてゐるけ
れども、

神し下りそれは或が古語である詞と名詞とを接続する場合に借用せら
れた、「つ」の転訛であらうと思はれるのである。

即ち神「な」の義であること考へられる。

(三) 「からし」の意義

神なからし「からし」は原と名詞を關の義であること考へられる。

是よに古代民族が生活に必要なる具物や儀禮の實を會へた後の教
育は空から出た話と傳へられるのである。

類はアビダの意、即ち物の中間を又へ又は其の両端をつなぐ事雙や柄
の義に於ける。また後に至りては

目又柄は安に動轉の「より」と同義である。例へば神柄、咒符のヨラ目
ヨリであつて、同種の意である。

また容儀をウソフといふも意みからの義であらうと思はれる。容納とい
ひ、固納といふも原と其の家を同じくし、其の固を同じくしたものの固分の
類といふことで、同じ容から生れ出で、同じ固からは身したものは其の立
姿といひ、其の思想といひ、其の言語といひ、空疎遊逸に亘るまで自ら其

の感服を有し、其の國威を備へてゐるのである。而して其の同じ血統から
産れ、同じ種から生じたものは互に助け、相構み、一致団結協力同心し
て外侮を禦ぎ振るるのである。そこが血の結晶即ち力（血柄）をも生ず
るのである。

而して感服をイヘガラと云ひ、國威をクニガツといふのし全く其の長に
味なむないのいある。

然るにまた神ながらの、ながらには併しながらの、ながらと同じく、
神其の者の全体を顯ふのである。

而して神は即ち天照大神なれば、神ながらの道は即ち天照大神全体の道
であり、天照大神其の體の、清き道さ正しき誠の道であらねばなう力の
である。

第三節 史實に於ける推神の道

然るに正代の天皇は此の天照大神の神徳其のまゝ、を實政躬行あらせられ
其の推神の道に依つて政略を行はせ給ふたのである。

今史實に現はれたる其の實例を挙げれば、文武天皇即位元年八月十七日
の詔（敏日本紀一）に、

天照大神乃御子孫母、天皇神之体と奉之隨、爾看來……
此乃食國天下乎、爾賜比乎賜比、天下乃公氏乎、惠賜比乎賜比、年
止奈母、爾神所思行、左又止也。

と仰せ出されてゐる。更に由、觀ると推神の道は天澤神の御子即ち正代天
皇が天に坐す神、即ち天照大神の依り奉り給うた香き高き高き厚き神勅
を奉じて我が日本國を安國と平けく知らしめし、人民を愛撫したまふ道で
ある。是が即ち推神の道の本質であり實例である。

然らば此の推神の大道を、正代の天皇が實政躬行あらせられ、理想的政
略を行はせ給はんとするに當つて、如何なる方法を御採用あらせられたか
と、我が正史上の事實に據つて之を調べて見ると、元明天皇の如きは、次

の如き政務を行なわれてゐるのである。

即ち同日奉詔曰の元明天皇慶雲四年七月十七日、天皇御即位の詔勅に於ると、親神の道を左の三訓目に分つて御説明ありせられた。之を御公布になつてゐる。

先づ第一には、君臣の協力一致が必要であるといふことを御説きあらせて

られた。
「親王也而、王、臣、百官人皆乃、淨心、以而、備、所、奉、此、奉、親、臣、奉、事、而、保、而、是、此、皇、國、天、下、之、政、事、者、平、長、辨、在、止、奉、母、所、念、也。」
と御て出されてゐる。

第二には、國家國法を遵奉せよと御説きあらせてられて、
「又天地之長長、遠、不、改、常、要、止、立、賜、國、法、母、親、事、無、久、勤、事、天、又、禮、無、去、止、奉、母、所、念、行、在、又、止、也。」
と御て出されてゐる。

又曰國家の第一は國家國法に順服しなれば、其の秩序を得り、安寧を成就することが出来る。といふ思召である。

第三には親子の情を以て人民を教育すべきであること御説きあらせてられて、

「遠皇親親也乎始而、天皇御世御世、天皇曰前止高御聖廣世而、此、皇、國、天、下、乎、慈、親、事、也、神、立、不、在、人、親、乃、意、能、實、親、兒、子、養、治、事、乃、如、久、志、臨、比、是、臨、本、當、止、奉、母、所、念、行、也。」
と御て出され、即日天下に大赦して百歳以上の老人には親二斛を、九十才以上には一斛五斗を、八十才以上には一斛を、八位以上六位には親母に右一嶋を加へ、五位以上は此例に在らず、侍尼は八位以上に准じて各親、布を授け、寡婦孤兒の自存することの出来ないものに月人別に親一斛を賜ひ、京都、畿内及び大宰府所管の諸國には今年の調を、其の地の諸國には今年

の田租を減し給うたのである。

考するに元明天皇の御即位の詔勅に現はれたる御親神は第一に君臣の協力一致、第二は國家國法を遵奉し、第三に親子の情を以て人民を教育することの三者に依つて親神の道を實行し、因て以て社会の秩序を保ち國家の安寧を成就することが出来るといふ思召である。以て親神の八道の本質と其

の国史に現れたる城隍とを擬することが出来るのである。
 即ち祖神の大遠は天皇が説語大祖を以て故が大日本帝國を統治あらせら
 る、所の所部を導くあり、皇道である。
 之を要するに、祖神の神は天照大神であつて、祖神の道は即ち天照大神
 の道である。

天照大神の神徳そのまゝの清き、明き、直き、正しき故の道である。
 謂ゆる高天を以て天に比し、博愛を以て地に比し、之に光を以て、之に
 熱を以て、之に生命を以て、之を以て天照大神に比する所の公明正大なる天地の
 公道である。

故に故等日本國は祖神の道を遵ふし、各自天照大神の御心を以てし、
 其の御心を以てして互に相敬け、相憐み、共存共栄、以て故が國家を
 安固と爲し、是いては世風人類の平和幸福を増進することを圖らなければ
 ならぬ。是れ祖神の道の道徳長いあり、大精神である。

第四節 「シラス」の意義

天照大神の神勅、高皇產靈祝詞に於ける「シラス」の意義は極め
 て重要なるものである。

先ず漢字の「シラス」は海流の意味で流れたるせを指むることであるが、
 この「シラス」の流の意味ではない。故つて「シラス」と訓すべきで
 なく「シラス」と訓すべからぬのである。

然るに此の語義に就て、本居宣長は古事記傳の卷に、
 やさく物も見も聞も知も食も、みな他物を自ら受入る、意同じき故に、
 見も聞も知も食も、相ひ通はして云ふこと多くして、是の由國
 を流の有聖すを、流とも食とも聞とも申すなり。

これ居の御國流の有聖すは亦を見るが如く、聞くが如く、食むが如く、
 御前に受け入れ有つ意あればなり、此又其所知處とあるも、知見と云
 ことにて同じ意なりと述べてある。

此の彼の如く、「治」は「所知」^{シチ}と同音であつて、其に語源は知るである、よく知る意である。

民族を同化統一せしめ、之を王化化育するにはその淵源を知り、自らを知り、現在の状態を知り、將來の趨勢を察し、内政變遷に立ち、熟知することを得ず。

熟知せしめば、其の民族を哺育し、自治を助長せしめ、安んぜしむることが出来ないからである。

上に於いて、「ウシハク」の意義に就ては、古語に、大國主神が山度山陽を如の諸國を平定せられたるに對して、「ウシハク」ひる語を借用してある。その語義に就く、本居宣長は西事紀傳十四の巻に、

「宇志波知食は、主として其の如きを食物と領するを云ふ、但し天皇の天下所知食ことなどを宇志波使史に申せる例はさらに無ければ、故たることながら所知食なり、云ふとは、差別あること、別之たり。古の意は、故又は俾刀、是留などの故又は同じく、自ら看く所急なり。

らむ、獨考ふべし云々」と述べてゐる。

斯く大國主神は、八丁神を征服したるが故に「ウシハク」といひ、其の土地の主として、領有する意味である。

従つて古語の之を皇運政治の「ウシハク」と義に逆刺して

大國主神には「ウシハク」と云ひ

天皇には「ウシハク」或は「ウシハク」ことと云つて其の語義の同一でないことを明にしておる。其は斯に注意を要するものである。

即ち「ウシハク」の意義には、天皇政治の根本精神が含まれてゐる。

「ウシハク」は土地人民を領有することであるから、今日より云へば、王道とも義道とも異なる、であらうか。

「ウシハク」はいはゆる皇運政治であつて、徳や力で土地人民を領するのではない。

神が宇宙萬物を生成化育するが如く、其へて求めぬ、至公至平なる天皇政治の大御心を體したる語である。

然るに空母は「アマツヒツギル」と列る。天津日嗣は天津日嗣とくさるに書いてある。

又天皇位と書いて「アマツヒツギル」のシメスしなむ列されてある。

皇位は即ち天照大神の御座である。此の御座を天照大神の御座と云ふのである。

更に皇位に皇太子御方を皇孫皇孫、或は皇命と云へ、或は日嗣御子と云ふのである。

またこれにして神にあらせらる、といふのである。天照大神とし敬する、それは天照大神を其のまゝ、現人にて敬びし給ふのらである。

加之天津日嗣の、天津は長孫と、日嗣は皇孫の義で皇孫相統の意である。

宇宙世界の天照大神の御座を仰ぐ、伊弉諾命、伊弉册命の二神、天照大神、また御代々の天皇の皇孫と皇孫との、相嗣して相統する意味である。

これによつて、天照大神と御一孫にあらせられ、正代天皇と御一孫にならせ給ふのである。

御代は御代更つても御一孫の天皇にましますのである。

而して此の天津日嗣の皇孫相統は天照大神と相統するのである。前者は敬神であり、後者は敬神である。

而して精神物質一統、心肉不二なること宇宙世界の道理であつて、此の道理を實現して天照大神の一孫身にましますのが真の正代天皇であるのである。

天津日嗣の天皇は、全国家長文化育の御座であつて、蓋し宇宙世界の運行と共に、少しの開始なく萬物を元とし給ふ御方であらせられるのである。

或が頃は正しく宇宙の道理によつて明瞭し、天地創造に洞達するのである。然る日本一國のみの天皇にあらせられず、夫に世界開拓の天皇にましますのである。

それ故天津日領の天童としては、最も日本の國土を護衛せらるゝ、はかり
でなく、世界を轉輪せられおほなりなりのごまら。

然り日本國民の生活思想は幼ふのみでなく、人類一級の生活を思ふ物
はおほなりなりである。

過去に遡って、雙龍皇位と御一体になりせ給ふと共に、現在は過去に延
長なるが故に、過去と同じく現在を重んじ給ふ。未来は現在の延長なるが
故に現在を知らしめずの如く未来を知らしめし給ふのである。

内要、過去、現在、未来を一貫し、世界を一體としたる大轉輪の下に創
造、發展、大成、遊ばすのが天津日領の天童でありせらるゝのである。
而してまたこゝに、レラスレの政治の道徳があるのである。

第五章 ツラン氏族

第一節 ツラン氏族

ツラン氏族は別名ウラル・アルノイ氏族とし云ひ、また人類學上之をツ
ラン人種或はウラル・アルタイ人種とも称するものである。
此系ツランとはイランに対する語であつて、イラン地方に住んであるイラ
ン人が中央亞細亞及び其他に住する民族を自己より區別するためにツラン
人なる名稱を手へ、またはその地方をツラン平原と稱したことから發して
あるものである。

而してツラン民族に属するものには日本人、蒙古人、トルコ人及びマレヤ
ール人其他多數の種族が存在してゐる。而し彼等は現在に至るまでその祖
先によりて興へられたる同じ體質上の遺傳を保持し、民族性を共通にし、ま

た関係の各語を用ひてゐる。

此のフラン民族は人類史上特に見る譯がしき歴史を有したるものであるが、併し乍ら現在に於て独立国家をなすものは日本、滿洲、トルコ、ハンガリー、フィンランド、エストニア及びブルガリアの七ヶ國に過ぎない。併しフラン民族の分布はウラル山脈とアルタイ山脈との間の中央亞細亞（トルコ人）を起點として、北は北極海に至るシベリア全土へツングース人、蒙古人、トルコ人、アモエリド人）、東は新羅省（トルコ人）、青島（蒙古人）、蒙古（蒙古人）、滿洲（滿洲フンブリス人、蒙古フンブリス人、蒙古人）、朝鮮半島（朝鮮フンブリス人、即ち朝鮮人）より更に南を越えて日本列島（日本人）に至り、西は小亞細亞（トルコ人）、ハンガリー（マシヤール人）より、更に東北に於てはバルカツア海沿岸（フィンランド人、エストニア人）より露西亞本土に於てはウラルの西南（バシキール人等）、黒海沿岸（トルコ人、カルマツフ人）、北極海（ラツプ人）等に跨り、更に印度の大亞細亞を貫してゐるものである。

而もフラン人種は後述の如くにして、後に早く、長にわたる、而もその神と長上とに對する敬の念が極めて厚いのである。

併し乍ら又それにも拘らず、跨るべき長途は遙かにして是故なることである。歴史は明に之を明証してゐる。

而して此等諸、長、勇の如く、ハンガリー人、フィンランド人、トルコ人、滿洲フンブリス人、蒙古人、朝鮮人を初めとして、或日本を發祥地とし、更に進んで日本を中心にしてこれ等のフラン同胞が一體となり、フラン同胞の諸族運動、フラン同盟、フラン・プロウツク、更に進んで、フラン聯邦、（ウラル・アルタイ聯邦）の實現に邁進しつゝ、あることは、吾々日本人の所とて見逃すべからざることである。

然るに斯る運動は、フラン同胞を固結せよと云ふ標榜とする所の、汎フラン主義とも、或はフラン民族主義、フラン民族運動、汎ウラル・アルタイ主義、ウラル・アルタイ民族運動、又更にアルタイ主義、アルタイ民族主義、アルタイ民族運動とも称されてゐる。

素より血を同じうし、民族を等しくする時、そこには種族を越えた親愛の
情が湧き、血を異にし、民族を別にする時、相容れざる何ものか、感ぜら
れる。是またいたしがない人類共通の事象である。

して見れば、眞に心から我々日本人と相親しみ、社会學者の所願、事に對し
以てのみ、惣合たる利益社会を越えて、利害を超越した民族存にまで固執
し得るものは、たゞワラン民族のみである。

かかるが故に、アインランド、ハンガリー、トルコ、蒙古、満洲、朝鮮、等々
にある諸々のワラン同胞は、その種族伝承を我が日本に求めてやまないとい
ふ。

従つて、ワラン民族は「種族を越えて」とは自然に我等の胸底よりほとほと湧き出で
たる愛を、誠の神聖なる血の叫びである。

然してこれは——ワラン民族の向來と發展、ワランの此の自力更生——ま
た同時にワラン民族中の一日の長ある日本人の倫理的義務をななければなら
ない。

併しこゝに、是れ一書して置かねばならぬ事がある、それはワラン民族の
總合、即ちアラビヤ人は、即ち眞民族精神であつてはならぬといふことであ
る。

兄弟仲よく下ること、隣人相親しむこと、少しも争喧するものではな
い、吾兄弟相親しむと共に他方諸人とも美しき交はりをもたせしむ事、人倫に
適ふものなるが故に、アラビヤ人は、眞民族の野性や、その種族、種
族などを意味するものであつてはならぬ。

従つてアラビヤ人は例へば、漢民族とも、シヤム人とも、南洋の土人とも、
印度人とも、ベルレヤ人とも、ネグロとも、はたまた改米各諸人とも、いや
しくも人類と名をうける者とは、その人類民族、種族の如何を問はず、これと
相親交し、人道と國際正義に従つて善相せねばならぬのである。

由來ワラン民族は自治を欲する、従つてワラン民族は眞民族に對し、そ
の完全なる自治を認め、必要に応じては、それ相當の好意を示さんとする
ものである、又過去に於て、インド、ゲルマン族や漢民族の如何に種族を

つくしたとしても、吾々ワラン民族は報ずるに返すに愚を以てしてはならぬ。愚に報ずるに愚を以てするはインド、ゲルマン民族や、漢民族の如き又ユダヤ民族の如き度量、利己的なる民族のなす所量である。

ワラン民族は世界に於ける最高の智、仁、勇の民族たる誇りを以て堂々と敬愛と正義の大旗をふみ、世界の平和と人類文化の向上に貢献せねばならぬ。

而してワラン民族は血氣の統一とその地の自力更生を要すると共に貴族の完全なる衰微とその自治とを希望する。茲に民族主義とインテリ、アシヨマリズムとの調和がある。而も此の調和こそは正義を愛し、公道をふむ智、仁、勇のわがワラン民族のみなし得る所である。

第二章 日鮮滿蒙民族の起源

第一款 日鮮滿蒙ツングース

漢民族やウラフ系は南漢又は女真と呼ばれて、現今の黄河以北の地、東部の蒙古、滿洲を根據地として遊牧野蠻の生活を営んで来たツングース民族はその西隣に住して来た阿ロツランの匈奴(トルコ人、蒙古人の共同祖先)との間に一體の不敵條約を結んで、阿羅や北地帯をへたて、互に衝突を避けて、平和な生活を遂げしんで来たのである。彼等こそ現在の北野ツングース中部ツングース(獨逸滿洲人)朝鮮人及び日本人の共同祖先であつた。

彼等は本来平和なる民であり、多分の適應性と移動性とをもちてみたから、匈奴との不敵條約が破れた頃、即ち紀元前二〇〇の年頃から快速の遊牧と農畜なる物質とを求めて、南北に移動を開始したためである。これ即ち南

北ツングース、朝鮮人、日本人等に分れたせもく、のほじまりであつたの
さある。

(5) 即ちその南下したものは黄河を渡り、東海岸に沿ふて下り、遼東、
蒙東、滿蒙へ北支那、山東、江蘇の海岸地方の古代住民の東夷とな
り。

(6) 北進したものはシベリアを渡り、シベリアに入り、

1. 一足進ばハイスを駆逐して今から五、六〇〇年前の南宮海城を渡り
海峽から日本列島の西海岸に下り、南下して出羽、越後の地に住居
した。

又滿洲方面にみた他の支那は更に南下運動を起して、朝鮮半島に入つ
てその地に上居し、

2. その一部は日本海を渡って出雲地方を中心としてその地を定めた。
これツングース族の事ニ關し日本列島入りであつて、今から五、六〇〇
年ばかり前のことである。

3. そして最後に大陸地方及び朝鮮のツングース族の中から分れて、
対馬海城を越して九州に上陸し、日向を中心として勢力を發するに
あつたのが、五、六〇〇年ほど前のことであつた。

前の二者が所謂國神であり、
後者が天神族である。

かく近年月にわたつて數度の特任によつて、繼承した原日本人たるツン
グース族は先住民たるアイヌ族を逐ひ排ひ、或はこれと混血し、更に南方
渡来のマレーポリネシアン、コンロン系の印度支那人、後世に至つて漢人
や朝鮮ツングース(朝鮮人)等と混血したのである。

併し前者の努力は相當に高く人種的にも、文化的にも、言語的にも、
ツングース族が指導的、支配的地位に立ち、西暦五世紀頃から漸次國家の
基を築き、又軍事上は於ても支配ある國家國家を形成した。これが即ち屬
命の最も強い今日世界の獨逸の約となれる族が日本帝國の胎子であつたの
である。

第二款 蒙古民族

蒙古民族はフラン民族の中でも最も新しい民族である。漢民族がウイグルの名を以て呼ばれてゐた種族は現在の蒙古人とトルコ人との共同祖先であり、此のウイグルとフンとグースとの混血によつて出来たのが蒙古人である。ウイグルとフンとグースとの混血によつて出来た蒙古人は如く魏安撫を中心として住んでゐたが、蒙古諸部族が活躍し出したのは、契丹、女真の後をうけた第十世紀以後からである。

即ち蒙古のテムチン（後のジンギスカン）が蒙古諸部族を統一して以来、又子孫三代に亘つて漢家金元を平定し、中原、西域、東欧をも併せ、宋をたばし、高麗を下し、以て欧亚に跨る大帝國を作つたことは尋く知らるゝ通りであるが、蒙古の地が蒙古の名を冠せられ、その地に同名の蒙古人が住むやうになつたのも実はそれ以後のことである。

然るに蒙古人は今内外蒙古、青海、天山北路、バイカル湖地方より更に遠くチベット、アフガニスタン、カウカサス北方にまで住んでゐる。而して蒙古人は左の部族に分れてゐるが、その体質、言語、宗教、風俗、習慣等を共通せる同一民族である。

- | | |
|----------|----------------------------|
| カスガ蒙古人 | 定として外蒙古、内蒙古に住む |
| ブリアート蒙古人 | バイカル湖を中心として住む |
| エリート蒙古人 | オムドム、寧夏省 |
| タルハート蒙古人 | 西北蒙古 |
| トルゴート蒙古人 | アルタイ地方、天山北路地方、及
貴州省中部地方 |
| トルベート蒙古人 | チナールの南方地方 |
| ホイト蒙古人 | アルタイ山中 |
| ホレワート蒙古人 | 貴州省東部 |
| チマアヤン蒙古人 | アルタイ地方東部 |

アイマール人	アフガニスタンの北部
バルグ人	ホロンバイル
カルマツク人	ドン河の下流東部地方
ナヤダム人	青海地方西部、チベット北部
アルタイ人	アルタイ山脈北部地方

第五節 西方に於けるツラン民族運動

第一款 トルコ民族

蒙古人と共に匈奴をその共同祖先とするトルコ民族の現住地は小亞細亞だけでなくて、中央亞細亞から東部の黄河流域の一部、新疆省、シベリア、カウカサス地方、イランの北部、ウラルの西南地方、更に欧羅巴の南部

である。東部の岸地方及びバルカン半島に居り極めて廣大なる領域に分布してゐる。

トルコ民族は近世まで小亞細亞、メソポタミヤ、シリア、パレスチナ、アラビア半島の東部を領有して、欧羅巴の中部に威を振つてゐたのであるが、これらの領域に居るトルコ民族の發展は、また同時にその民族的交遊を運命づけたのである。蓋し欧羅巴と亞細亞との中間に跨つたこれらの廣大なる地域が異人種たるトルコ人によりて領有せられてゐることは、白人にとりて不快事であるばかりでなく、また同時にその發展道路の閉塞に他ならぬからである。斯くしてトルコは前後數回に居る戰爭によりて殆んど全く欧羅巴より駆逐されてしまつたのである。是に於てかトルコ民族の民族意識が強烈となり、青年トルコ黨の運動がまた一層の發展を加へられたのは確かにその必然の結果であつた。

即ち此の點を境として、トルコ人の心は、トルコ系の人種及び、國家の志嚆をもちつた民族の居住する範圍、カウカサス及びツラン平原等の方向へ引

きつけられ、これらトルコ全民族四十万人とその住地とを打って一えとする大トルコ帝国の理想が成り上ったのである。これ即ち汎トルキズムの運動である。

併し此の思想は今初めて生れたものではなくて、既に早くロレヤのウオルゴ難民の中に見られてゐた。即ち第十九世紀の中頃これらの難民に属する人々はロレヤの難民を逐れて、トルコへ移住した。ウァーグムベリはその数を五十万と計算してゐる。斯くしてトルコ人の民族筋ルネッサンスは実に難民人の海に如つてゐたのである。

兵隊マリ・ケマル・ペーはオットマン主義に賛意を表し、フエリワト・ベイは汎回教主義を唱へたが、ボルガ難民人ユッフスフ・ベイ、アフケムラ・オブル（Günay Bey Akademi Oğulu）はそれらを併して、汎トルキズムこそ唯一可能なる政治理想なりとし、且つ同時に此の汎トルキズムは汎ウラビズムの一環として行はれねばならぬことを主張したのである。然るに何故にトルコ全民族の結合なる汎トルキズムの理想は總てのツラン

民族と相提携しやうといふ汎ウラビズムの憧憬にまで進展しなければならなかつたが、その理由は次の如くである。

汎トルキズムの理想も、トルコの微弱を以てしては如何に声高き大言でも、所詮それは一場の夢にすぎない。祖先、言語、体質、歴史、傳へられたる民族性、國體ツランは成程に持つてゐるではないが、而も彼等もみな白人の正統に當るものである。吾々はトルコ族を小族強な思想に捉はれてはならぬ。今や吾々は全ツラン同胞民族と一致協同せねばならぬ。吾等が解散、發展は全ツラン民族の団結を通じてのみ可能である。而もまた吾等トルコ民族は吾々自身を解散、發展せしむると同時にまた正統に當るである諸々の同胞ツラン民族を救出する義務がある。故に今や解散、發展はツラン系同胞民族の全体的協同的団結的なるものでなければならぬ。ツラン同胞は同時に仆れるが、同時に興るか、その一あるのみだ。……吾々は改革の同胞ツラン系諸民族に向つてよびかけねばならぬ。「ツラン同胞よ團結せよ！」小こき自裁に成されはならぬ。祖先の遺し興へた吾等

の神聖なる土地は異民族によって汚されてゐる。吾等はこれ等の地を承け
能がねばならぬ。これぞ、祖先の靈に対する吾等の最大の供養である。こ
またアラビヤ、ペルシアの創始者一人である詩人シヤ・ゴエフ・アル・ブ・ベイ
(Shaykh Abu Bay) はその詩中で次の如く言つてゐる。

トルコ人の祖國はトルコではなく、トルキスタンでもない、遠い永遠
の國—— フラン、だ。

斯くして汎トルキズムは汎アラビズムの一環として一段階として認めら
れ、且つ層々として実行せられてゐる。

アラビズムとトルキズムとは、世界大戦の勃発と共に絶大なる力を以て
實現した。即ちプロテスタント——ソフィヤ——コンスタンチノールブルを貫く
ハンガリー、ブルガリア、トルコ、フランス、ドイツの完全なる結合が實現する
と共に、略てプロテスタント、リウトスキの平和は、バグダット、バグダットの代りに、
ベルリン——パター——バハラの道路が同盟軍の所有に歸する様に見えた時
こそ汎フラン同盟は東方處くトルキスタン平原へ突進し、一挙に大動地の

フラン國を實現せんとしたのであつた。

然るに世界大戦の結果聯合國の帝國主義の犠牲に供せられて、その領土が
バラバラに割られ、時に世界地圖より抹消されんとする國家的、民族
的、大危機に際するや、トルコはその滅亡の危機より救ひ出したのは、
英傑ケマル・アタ・アムルクであつた。

茲に於て彼はアラビズムの危地に立ちて、オットマン的宗教的過去に陥ひ
つけられた一切の紐帯を切断し、トルコ民族浄化の事業に専らしたのであ
る。

實にケマル・アタ・アムルクの改革は彼が日本に於ける大化の改新、明治
維新に於けるそれと共に正しく改革に於けるフラン貴族の現れの好例に外
ならないのである。

茲に世界大戦はオットマン帝國を根柢より破壊して、その領土の大部分
を占めてしまつたのであるが、他方に於ては、トルコをして陥んと企
く統一なる第一民族たらしめ、その内訌を止む増大せしめ、民族浄化と

受生とを興へたのである。

一五八

フランスはそれのために必然的に国内的運動として暴動せうれ、その対外的運動は一時中止のやむなきにいたつて今日に及んでゐるのであるが、歐洲に於けるフランス、ドイツ、フィンランド、エストニア、ハンガリーよりの割數あり、且つ陸東の諸邦が日本のフランス、露の覺醒あり、こゝに国内事情と國際情勢の關係上一時休止してゐたトルコが對外的フランス、露運動は本再び蘇生して今や堂々宣傳鼓吹さるゝにいたつたのである。

第三款 マジヤール民族

歐洲の恐怖トルコの本變に對して常にその防衛の第一線に立つてよく歐洲の天地を保護し來つたのは皮肉にもトルコ人と同じ血を合けた同じフランス系マジヤール民族（ハンガリアン）であつた。

マジヤール民族はフランス人種精神の性情をよく保持してゐる。彼等は勇敢

にして情に厚く義にかたじけなく、嘗て壞本利の女帝マリア・テレサが列國の國をうけて國危く窮へ首府ウィーン市民の不忠により身を置くに所なく僅かにプレスブルグの孤城に一子を抱いて嘆ける時、彼等マジヤール人は身異族でありながら、此のよるべなき女帝の訴請に歎し難く、人生意義に感ずてフランス精神の義快によつて國を踏んで敢然として立つたのである。而して彼等は忠義にして強大なる聯合軍を遣ひ將ひ、以て歐洲の地圖から必然的に抹消さるべき運命にあつた壞本利をして一躍歐洲最強國の一たらしめたのである。

然るに此のマジヤールの義快に對して、その網目として興へられたものは何であつたか。

異民族の怒しごには、ウィーン政府の冷やかさにより機會ある毎に企圖されたその弊制をばなかつたか、壞本利の此の忌惡、暴切りに對し、彼等マジヤール人が深き恨みを懷いたのは誠にも然である。

彼等が壞本利に對し忠義と反抗の矛盾せる民族となつたのはそれ以來のこ

とである。

一三〇

彼の世界大戦に際し地力同様に反対したのはマジヤール人であつた。併し彼等はやはり情、義、勇の民族である。一度敵が認められるやウイーン政府に最後まで忠誠を盡んで飽くまで聯合国軍に対して勇戦に敵つたのも亦併しマジヤール人のみであつた。

併し改訂イント・ゲルマン人と血を異にせる彼等マジヤール人はトルコ人と共に、最も卑屈な取扱ひをうけてその田舎土の三分の二以上を剝奪せられ、且つ多数の同胞をエツコ・ヘロヴヅキヤ、ルーマニア、エーゴースラヴィア、境不利へと引き離されて今その民族的苦難に呻吟してゐるのである。

斯く度重なる白色人種の冷遇と裏切りとに淋しく孤立した彼等マジヤール民族が白人に対する恨みをいやが上にも昂げしむると共に、また他方反対に同胞アラブ人種に日本に対する憤慨の念を熾然ならしめたのは蓋し當然の進行とである。

併しマジヤール民族が日本を羨慕するに至つた動機はそれだけに止まらぬ。漢化せる清國と漢民族の屈辱を避れるために、余儀なくスラヴの援助を借りた蒙古民族が斯にスラヴに隷属せねばならなくなつたと同様、百五十年前に互もトルコ人の覇権を脱するため、歐洲諸國と同盟したマジヤール民族は斯に改めてその盟主たる境不利ハプスブルグ王朝の理解なき支配に呻吟せねばならなくなつたのである。従つて爾後二百五十年間の近世ハングリーの歴史は此の境不利よりの断続、独立史として展開されてゐる。而して彼等マジヤール人の独立の希望が志士コシユートによつて始めて成功したのは一八四八年のことであつた。併し此の希望又しかりし独立の喜びも境不利の宰相メツテルニヒの招請によるスラヴ、露西亞の大軍のため、に惣然にも一場の夢と粉砕されてしまつた。スラヴ露西亞に対する脅威に激した彼等の怒恨は益に積まされてゐる。従つて極東の同族、日本による露國の天敵を誦いた時彼等マジヤール人の狂喜は殆んど言語に絶するものかあつたのである。日本の教養の度毎に彼等は教養の声を擧げ行列を組んで

一三一

練り歩いたのである。「東御会」「万本会」等が催された。戦争ゴッゴにロシア兵になる子供がなくて困ったといふエーモアな話を今日もなほ日本の旗幟はさかされるのである。

彼等は云ふ。他人はあてにならぬもの、頼りにならぬもの。血を分けた兄弟こそはたのもしい。見よ南の兄弟族トルゴに於けるケマルの活躍程りを！見よ、此の兄弟族フィンランド・エストニアの露、瑞兩國からの勇ましい脱出程りを、見よ極東の兄弟日本に躍進を！彼は同族の誇りのためにこし昇る朝日の如くツラン民族の海空高く輝く。あれこそは我がツランの盟主だ、あれこそは我々の模範とすべき國民だ、あれこそは頼りになる親戚だ！一日も早く同胞と手を繋ぎたい。一日も早く兄弟の近くへ歸りたい。あのツランの故郷へ！あの太陽の輝き昇る東洋へ！……

現在ハンガリーに於けるワラエスム団体は三つある。「ツラン協会」「決闘者ツラン同盟」「愛護赤人協会」がそれである。

其の外北方に於けるフィンランド・エストニアも亦ツラン民族運動の先覚

者である。彼等は魂のうちにツランの血潮燃ゆる而も敢て鉄火の洗滌さし舞せざるツラン民族の新興地である。

フィンランド、エストニア、ハンガリー、トルコ、蒙古、滿州、朝鮮、日本……血は動たれざる神祕の國となつて今や堅くこれを踏ひつけた。思へ！北歐バルト海沿岸、舞臺、森と湖の畔、深き死黙の健兒！風光明媚なる中政ドヤク河畔に大帝アルバートを踏る熱狂兒！怒りの傳聲と古き歌を演説つて立つファンゴラの青年トルコ！勇躍して建國の大業にいそむ新滿洲帝國、聖雄ザンギス汗の傳し、蒙古青年の大理想！天意既に志くなれりといふべきである。

正にツランの國である。その勇と智と美と情とを以て世界を淨化し、歌聲して、そこに人類史上嘗てなき理想的文化を創造せねばならぬ。以上は實にツラン民族の柱石としての日本人の進むべき一方向を示すものである。

而してまた特に滿洲、蒙古、北支、青海、新疆、シベリア、中央亞細亞の

廣大なる地域の正統繼承者の何者であるべきかを明かにするものである。即ちこれらの地域こそ我ワラン民族の祖先より傳承したる脚土であり、又爾族の居住する土地である。我々がそれを相續すべきものは我等ワラン民族であつて、尙じて他々如何なる人種でも、また民族でもない。而して我等の要するものは、たゞこれらの祖先の地、爾族の居住地であり、それ以外の如何なる地でもないのである。而し祖先の遺し與へたる、また爾族の居住する地に關する限り、我等は死を以てもこれを要求すべき民族論理上の義務を負擔されてゐるのである。之蓋し我日本民族の大體政策的民族的理由である。互ひに血族の意識を以つて相寄り補助して勵止した民族的一大理想國、日本は實にその地であり、またその指導者である。日本こそはその感覺深き保護者である。

我大日本帝國の結合が世界無比に強國であるのは正しく民族的國家なるが故である。斯る日本の重心を移して生れた國家も亦それが民族國家であらう。

て初めて強國なることを得るのである。幸ひ茲にワラン民族同志の結合に我等は直面してゐる。日本民族は正に神の與へた此の一大恩恵に深く感謝せねばならない。敢てして待望する、ワラン聯邦こそ大陸日本、吾等日本の眞實でなければならぬ。

斯ふに明治維新は内地日本ワランの統一であつた。日露戦争は日朝ワラン、ワランの統一と聲はれたるワラン、ワランの聖地南滿洲の回復を齎らした。また滿洲事変は日朝滿ワラン、ワラン及び樺ワラン、ワランとの合併統一であり、それはまた同時に露古ワランとの結合を生んだ。然るに陛下及邸事変こそ其の後に來るものこそは全ワラン民族の結合と統一を完成せしむるものである。

現代日本に負課されたる民族的使命の如何に重大であるか！人類文化史的使命の何と偉大であるか！日本民族は此の輝かした使命と大業に生きねばならぬのである。

(註) シラン民族

I シラン系 (Tungus)

1. アムール・シラン系 (Amur-Tungus) (ウラール系シラン系)
 2. 樺太シラン系 (Tungus proper) (ウラール系シラン系)
 3. 千島シラン系 (Kamtsi)
 4. オホーツクシラン系 (Ochok)
 5. アムールシラン系 (Amur)
 6. 千島シラン系 (Kamtsi)
 7. オホーツクシラン系 (Ochok)
 8. 樺太シラン系 (Tungus proper) (ウラール系シラン系)
 9. アムールシラン系 (Amur)

II 東シラン系 (Manchuria J.) (ウラール系シラン系)

1. アムール

2. シベリア (Siberia)

3. シベリア (Siberia)

4. シベリア (Siberia)

5. シベリア (Siberia)

6. シベリア (Siberia)

7. シベリア (Siberia)

8. 東シラン系 (Manchuria J.)

III 西シラン系 (Mongol-Tungus)

1. シベリア (Siberia)

2. シベリア (Siberia)

IV 日韓シラン系 (Japan and Korea J.) (ウラール系シラン系)

1. 日本人 (Japanese)

2. 朝鮮人 (Koreans)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤ (Mongolians, Mongols)

141

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤ (Mongolia proper.) (ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Khalkhas))

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (North Mongols)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (South)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Dakhans)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Kalmucks)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Oirat) ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Eastern, Eastern)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Aghakhan) ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Oirat)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Altaians)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Torgot, Torgots.)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Turbet.)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Khalit)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Khalat)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Sam, Saidam)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Aimakh, Aimaks)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Kalmucks, Calmucks proper)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Junks, Junko-Junks)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (East Turks)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Yakuts)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Bogians)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (North Altaians)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Kumandak)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Shors)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Altaians)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Altaians)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Sagais)

ᠮᠤᠩᠭᠣᠯᠢᠮᠤᠯᠤᠯᠤᠰ (Kashin)

142

- チベチヤ・タター (Tibetian-Tatars) (チベチヤ・タター)
- チタニヤ (Chitaniya) (チタニヤ)
- チンギス (Chingis) (チンギス)
- チンギス (Chingis) (チンギス)
- チンギス (Chingis) (チンギス)

西伯利亚人 (West Tatars)

- 1. キルギス (Kirgiz)
- カザフ (Kazakh) (カザフ)
- カラキルギス (Karakirgiz) (カラキルギス)
- カラカルパク (Karakalpak) (カラカルパク)
- 2. 西伯利亚・タター (West-Siberian-Tatars)
- 3. ボルガ・タター (Volga-Tatars)
- カザン・タター (Kazan-Tatars)
- アストラハン・タター (Astrakhan-Tatars)

カレキール・チエリシメレチエリヤーク

カレキール

チエリシメレチエリヤーク

東中東トルコ人 (East-Central Asian Turks)

1. 東中東トルコ人

2. サルト及カラシキ

カレキール人

サルト人

カラシキ人

3. ウズベク

南西伯利亚人 (South Tatars)

- 1. トルコマン (トルコマン)
- 2. オスマン・トルコ
- 3. アラビア・トルコ

チンキ

チロカサス・カール

⑧ マイン・タリヤ族 (Maine-Wigula)

エマイン族 (Ema)

スウェット・マン族

マイン (Main) (国境マイン・イグクモ)

カトリヤ人 (Kalevians)

エースナ (Eesti)

ラプン (Lappo)

スウェーデン族 (Swedish)

フィンランド (Finland, Finians)

カキヤーン (Kajaks)

キキヤーン (Kivians)

ワグナール族 (Wigula)

ワグナール族 (Wagula) (ワグナール・マギヤ)

ワグナール族 (Wagula)

ワグナール (Wagula)

ワグナール (Wagula)

⑨ サウナール (Samoyeda)

ユナナ (Yunna)

アムナ (Amun) (Amun-Samoyeda)

カキヤーン・サウナール (Kajaks-Samoyeda)

サウナールの部族

ユナナ

カキヤーン

アムナ

カキヤーン

サウナール

キビル

ソイオート

ウリヤントイ

四、歴史ツラン人種

五、北支那人……ツランの血を混入（ヨシロシ人種）

五、ブルガリア人……ツラン民族を成

（附二）

ツラン民族の人口

（概正） 一億四千五百五十万人

（概算） 二億四千七百万人

ウラル・アルタイ人種

五、フィンランド人 九、一〇〇万人

シベリア・ツングース 六、五五十人

滿洲ツングース 三、百万人

蒙古ツングース 二、百万人

日本ツングース 七、十万人

朝鮮ツングース 十、八百万人

五、蒙古人 二、百万人

外蒙古人 六、十五万人

内蒙古人（其他） 五、十五万人

五、トルコ人

三十七萬二千人

一四六

東部トルコ人

十三萬四千八百人

西部トルコ人

十五萬七千七百七十三人

中央トルコ人

九萬七千九百七十七人

南部トルコ人

十六萬六千八百七十五人

四、フィン・ウグリア人

十六萬八千人

バルト・フィン族

三萬四千人

バルム族

五千人

マジヤール族

十萬二千人

三、サモエード

少數

北支那

一億人

ブルガリア人

四百五十萬人

昭和十三年二月十五日印刷
昭和十三年二月二十日發行

現代國民論(第二卷附録)
定價金壹圓拾錢

不許
複製

著者 天川 信雄

發行所 東京市本郷區元町一丁目十五番地

中 國 社

印刷部 東京市本郷區元町一丁目十五番地

發行所

東京市本郷區元町一丁目十五番地

明善社

電話 本局月一四一〇番
新報東京六六三一一二番

